

令和元年5月30日

新潟市議会議長 佐藤 豊美 様

会 派 名 日本共産党新潟市議会議員団

代 表 者 名 渡 辺 有 子

経 理 責 任 者 名 倉 茂 政 樹

平成31年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に基づき、平成31年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入 (単位 円)

	金 額	備 考
政務活動費	1,050,000	@150,000×7人×1月

2 支 出 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	25,013	別紙のとおり
研 修 費		
広 報 費	275,764	別紙のとおり
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	22,781	別紙のとおり
人 件 費		
事 務 所 費	39,057	別紙のとおり
合 計	362,615	

3 残 額 687,385円

支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	平成31年度	支出項目	調査研究費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	H31.4.1	にいがた県民教育研究所2019年4月分会費	833	会派分 会計年度2018.8～2019.7のため前払い
2	H31.4.22	ガソリン代4月分	2,304	平あや子議員
3	H31.4.22	ガソリン代4月分	2,676	倉茂政樹議員
4	H31.4.23	ガソリン代4月分	1,833	渡辺有子議員
5	H31.4.23	ガソリン代4月分	2,492	五十嵐完二議員
6	H31.4.26	ガソリン代4月分	3,211	風間議員
7	H31.4.26	ガソリン代4月分	3,373	飯塚孝子議員
8	R元.5.11	にいがた女性会議2019年度4月分会費	664	
9	R元.5.20	4月分コピー機使用料	46	会派控室用
10	R元.5.27	にいがた自治体研究所2019年度4月分会費	7,581	13000円×1/12=1083円×議員7人分
		小 計	25,013	
		合 計	25,013	

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	平成31年度	整理番号 (項目別)	/		
支出項目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	平成31年4月1日				
支出金額	833 円				
支出先	にいがた県民教育研究所				
使 途 内 容	にいがた県民教育研究所2019年4月分会費				
備 考	会計年度2018.8~2019.7のため前払い 10,000×1/12=833円				

領収書貼付欄

(調査研究費)

領収証 2018 年 8 月 16 日

日本共産党新潟
市議会議員団 様

¥ 10,000 円

但し、にいがた県民教育研究所会費
(2018年度分)

にいがた県民教育研究所
〒951-8116
新潟市中央区東中通1-86-1 山崎ビル
TEL・FAX 025(228)72924
Eメール kyoiku@triton.ac.jp

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

会員各位

新年度（18年度） 会費納入のお願い

例年になく暑い今日この頃ですが、ご健勝のこととお慶び申し上げます。
新年度に入り（2018年8月～2019年7月）、2018年度の会費納入をお願いいたします。

当研究所は、会員皆様の会費、ご寄付、過年度分の納入のお陰で研究所の運営を維持しております。とはいえ、会員の減少で依然として厳しい財政状況にあります。

つまきしては、時節柄大変出費の重なるところでありますが、研究所の財政状況を察しの上、ご協力をお願い申し上げます。

同封の振替用紙にご記入の上、納入していただきたくお願いいたします。
尚、その際、お名前を必ず明記ください。

2018年度会費 10,000 円

2018年8月3日

にいがた県民教育研究所

理事長 小林 昭三

〒951-8116 新潟市中央区東中通1-86 山崎ビル

電話 025-228-2924

にいがた県民教育研究所規約

にいがた県民教育研究所

制定1984年12月2日

改定1986年9月14日

改定1987年9月13日

改定1990年9月9日

改定1993年9月12日

改定1999年9月12日

改定2009年9月20日

第一章 名称と事務所

(名称)

第一条 この研究所はにいがた県民教育研究所という。

(事務所)

第二条 この研究所は事務所を新潟市におく。

第二章 目的と事業

(目的)

第三条 この研究所は、新潟県における教育についての調査および教育に関する基礎的な研究ならびに会員相互の研修さらに教育に関する情報の提供や資料の収集と公開等の活動を行い、もって教育学術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 この研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 新潟県における教育の基礎的な調査および研究
2. 教育に関する研究会、講演会、講座等の開催
3. 研究誌、研究所通信等の発行
4. 教育に関する資料の収集と公開
5. その他前条の目的を達成するために必要な事項

第三章 会員

(会員)

第五条 この研究所の会員の種別は、次の通りとする。

1. 普通会員 この研究所の目的に賛同し、会費年額1万円を納める者
2. 賛助会員 この研究所の目的事業を賛助し10万円以上を納める者
3. 県外賛助会員 この研究所の目的に賛同し、会費年額1万円を納め県外に居住する者
4. 特別会員 この研究所の事業を後援し、会費年額1口(1万円)以上を納める団体
5. 準会員 この研究所の刊行する定期刊行物(研究誌)を購読し、6千円を前納する者

(入会手続き)

第六条 会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込みを提出するものとする。

(会員の権利)

第七条 会員は、この研究所が刊行する機関誌(研究誌)および研究所通信の優先的配布を受け、また研究会、講座等研究所が主催する行事に優先的に参加することができる。

第四章 役員および職員

(役員の種類および員数)

第八条 この研究所は次の役員をおく。

理事 若干名(うち理事長一名 副理事長若干名) 監事 二名

二、日常の業務を執行するために所長、事務局長、所員をおく。

第九条、この研究所は顧問をおくことができる。顧問は理事長が委嘱する。

(役員を選任)

第一〇条

理事及び監事は、総会で選任し、理事長、副理事長は理事会の互選によるものとする。

二、事務局長、所員は原則として理事の中から理事長が選任する。

(役員職務権限)

第一一条 理事長は、この研究所を代表する。

二、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

三、

事務局長は所員を充て、組織・財政・庶務等、日常の業務にあたる。

所員は研究および日常の業務にあたる。

(理事会)

第一二条

理事は、理事会を組織し、総会で定められた事項を執行する。

二、緊急に求められる事項が生じた場合は、規約および総会の権限に基づき、その事項を決議し執行することができる。

(監事)

第一三条 監事は次の各号の監査を行う。

1. 研究所の財産の状況を監査すること。

2. 研究所の業務執行状況を監査すること

二、前項の報告をなすため、監事の要求がある場合は、理事長は臨時の総会を招集しなければならない。

(役員の任期・解任)

第一四条 この研究所の役員の任期は二年とし、再選をさまたげない。

二、補欠または、増員による役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

三、事務局長が欠けた場合は代理をおくことができる。

四、役員に、この研究所の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても総会の決議によりこれを解任することができる。

(職員)

第一五条 この研究所の事務を処理するために事務職員をおく。

二、事務職員は理事長が任命し有給とする。

第五章 会議

(理事会)

第一六条 理事会は、毎年三回以上理事長が招集する。但し理事長が必要と認めた場合、または理事（現在数の三分の一以上）から、会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、理事長は臨時理事会を二〇日以内に招集しなければならない。

二、理事会の議長は理事長とする。

第一七条 理事会は、理事会の現在数の三分の二以上出席しなければ議事を開き決議することできない。但し理事長に対する委任をもって出席にかえることができる。

二、理事会の議事は、この規約に定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第一八条 理事長が必要と認めるときは、理事長、副理事長、所長、事務局長および

所員による会議を開くことができる。

(総会)

第一九条 通常総会は毎年一回、会計年度終了後二ヶ月以内に理事長が招集する。

二、臨時総会は、理事会または監事が必要と認めるとき、これを招集しなければならない。

第二〇条 理事長は、会員の五分之一から、会議の目的たる事項を示して総会招集請求があった場合、その請求のあった日から三〇日以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第二一条 総会の議長は、会議のつど総会で選出する。

二、総会の議長が選出されるまでの仮議長は理事長が務める。

(総会の招集)

第二二条 総会の招集は、少なくとも一〇日以前に、その会議に付すべき事項、日時、場所を記載した書面の発送をもって通知する。

(総会に付議すべき事項)

第二三条 次の事項は、通常総会に提出し、その承認を受けなければならない。

1. 事業計画および収支予算

2. 事業報告および収支決算

3. 財産目録

4. その他理事会において必要と認めた事項

(総会の定足数等)

総会は、最高議決機関であり、年一回理事長が招集する。

二、総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第二四条 総会の議事の要綱および議決事項は、会員に通知する。

(議事録)

第二五条 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者のなかから議長が指名する二名が署名のうえ、これを保存する。

第六章 資産および会計

(資産)

第二六条 この研究所の資産は次のとおりとする。

1. 会費

2. 事業に伴う収入
3. 資産から生じる果実
4. 寄附金品
5. 運営資金
6. その他の収入

(運用資産)

第二七条 この研究所の事業遂行に要する費用は、第二七条に示す運用資産をもって支弁する。

(会計年度)

第二八条 この研究所の会計年度は、八月一日にはじまり、翌年七月三十一日をもっておわる。



第七章 規約の変更

第二九条 この規約の変更は、総会において、三分の二以上の決議を経なければならない。

付則

第三〇条 この規約は、一九八四年一月二日、研究所設立の日から施行する。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	2		
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月8日 から 平成31年4月22日				
支出年月日	平成31年4月22日				
支 出 金 額	2,304 円				
支 出 先	内野農産株式会社東SS他				
使 途 内 容	ガソリン代4月分				
備 考	平あや子議員 $6,912 \text{ 円} \times \frac{1}{3} = 2,304 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(調査研究費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

ENEOS

納品書(領収書)

消費税は総額表示になっています。
2019年04月08日 09:10

売上
ICカード会員 様
現金会員
車両番号 [REDACTED]
Rガソリン P-02
24,00L *
148円 ¥3,432
合計 (内消費税等(8.00%)) ¥3,432
ICカード番号: [REDACTED]
ICカード:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、ICカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

内野興産 株式会社 東SS
新潟県新潟市西区桐尾315 SS-015004
TEL:025-262-4322
IC-NO 4024-01 TEL-9No7427-7428
2019/04/08

ENEOS

納品書(領収書)



2019年04月22日 17:04

売上
ICカード会員 様
現金会員
レギュラー P-05
24,00L *
145円 ¥3,480
合計 (内消費税等(8.00%)) ¥3,480
ICカード番号: [REDACTED]
ICカード:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、ICカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

現金でお預上げの場合は領収書にかき添えて頂きます。
(株)にいがたエネルギー
Dr. Drive 小針店 西区
新潟県 新潟市 小針4丁目13-6 SS-470380
TEL:025-267-1575 TEL-9No3896-3897
IC-NO 2865-01 TEL 2019/04/22

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	3		
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月11日 から 平成31年4月22日				
支出年月日	平成31年4月22日				
支 出 金 額	2,676 円				
支 出 先	土田石油株式会社 新津SS				
使 途 内 容	ガソリン代4月分				
備 考	倉茂政樹議員 $8,030 \text{ 円} \times \frac{1}{3} = 2,676 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(調査研究費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

ENEOS

納品書(領収書)

2019年04月22日 08:55

売上
クワダ マサ 様

ENEOS CASH B
車両番号 実車番

0030-00
レギュラーガソリン P-02
27.00L *

146円 ¥3,942
(内ガソリン税53.80円 ¥1,453)

合計 ¥3,942

(内消費税等(8.00%) ¥292)

釣銭 1万:6058 5千:1058 4千:58

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

土田石油株式会社 新津SS
新潟県 新潟市秋葉区
善道町2丁目11番20号
TEL:0250-22-3151 SS-302673
レポートNo 3554-01 データNo9462-9463
2019/04/22

ENEOS

納品書(領収書)

2019年04月11日 16:42

売上
クワダ マサ 様

ENEOS CASH B
車両番号 実車番

0030-00
レギュラーガソリン P-09
28.00L *

146円 ¥4,088
(内ガソリン税53.80円 ¥1,506)

合計 ¥4,088



(内消費税等(8.00%) ¥303)

釣銭 1万:5912 5千:912

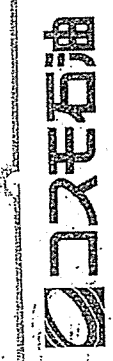
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

土田石油株式会社 新津SS
新潟県 新潟市秋葉区
善道町2丁目11番20号
TEL:0250-22-3151 SS-302673
レポートNo 2077-02 データNo5891-5892
2019/04/12

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	4		
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月13日 から 平成31年4月23日				
支出年月日	平成31年4月23日				
支 出 金 額	1,833 円				
支 出 先	(株)横木商会曾野木				
使 途 内 容	ガソリン代4月分				
備 考	渡辺有子議員 $5,500 \text{ 円} \times \frac{1}{3} = 1,833 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(調査研究費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。



納品書 (領収書)

(株) 横木商会
曾野木
新潟県新潟市 江南区 鐘木
5 2 7 番地 4
TEL:025-284-8666

2019年04月23日 10:10 伝票No.0023
通番0396

上様 *
61-05311-000007-001
お買上 現金フリー

002 レギュラー 外P03 ¥2778
数量 20.13(L)
単価 @138

消費税(対象) ¥2778 ¥222
合計 ¥3,000
納税 1万:7000 5千:2000
担当: 9147-9147 00 2019/04/23
上記にて領収書に替えさせていただきます



納品書 (領収書)

(株) 横木商会
曾野木
新潟県新潟市 江南区 鐘木
5 2 7 番地 4
TEL:025-284-8666


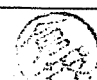
2019年04月13日 07:58 伝票No.0009
通番2042

上様 *
61-05311-000007-001
お買上 現金フリー

002 レギュラー 外P03 ¥2315
数量 16.90(L)
単価 @137

消費税(対象) ¥2315 ¥185
合計 ¥2,500
納税 1万:7500 5千:2500 3千:500
担当: 7769-7769 01 2019/04/13
上記にて領収書に替えさせていただきます

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	5		
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月13日 から 平成31年4月23日				
支出年月日	平成31年4月23日				
支 出 金 額	2,492 円				
支 出 先	敦井石油販売(株)R113宝町SS				
使 途 内 容	ガソリン代4月分				
備 考	五十嵐完二議員 $7,478 \text{ 円} \times \frac{1}{3} = 2,492 \text{ 円}$				
領収書貼付欄					(調査研究費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

ENEOS

納品書(領収書)

2019年04月23日 16:26

売上
[redacted] 様

ENEOS CASH A
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-15
17.00L *

143円 ¥2,431

合計 ¥2,431

(内消費税等(8.00%) ¥180)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

敦井石油販売(株)
R113宝町SS
新潟県 新潟市 東区宝町1-1
TEL:025-270-9660 SS-470454
サイトNo 5341-02 データNo5091-5092
[redacted] 2019/04/23

ENEOS

納品書(領収書)

2019年04月13日 13:09

売上
[redacted] 様

ENEOS CASH A
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-07
19.30L *

143円 ¥2,759

合計 ¥2,759

(内消費税等(8.00%) ¥204)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

敦井石油販売(株)
R113宝町SS
新潟県 新潟市 東区宝町1-1
TEL:025-270-9660 SS-470454
サイトNo 4019-17 データNo2025-2026
[redacted] 2019/04/13

ENEOS

納品書(領収書)

2019年04月19日 12:59

売上
[redacted] 様

ENEOS CASH A
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-07
16.00L *

143円 ¥2,288



合計 ¥2,288

(内消費税等(8.00%) ¥169)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

敦井石油販売(株)
R113宝町SS
新潟県 新潟市 東区宝町1-1
TEL:025-270-9660 SS-470454
サイトNo 4797-01 データNo3766-3767
[redacted] 2019/04/19

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	6.		
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月10日 から 平成31年4月26日				
支出年月日	平成31年4月26日				
支 出 金 額	3,211 円				
支 出 先	(株)川崎商会豊栄SS				
使 途 内 容	ガソリン代4月分				
備 考	風間議員 $9,633 \text{ 円} \times 1/3 = 3,211 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(調査研究費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。



領収書

印紙

IDEMITSU

263627

興栄SS

TEL 025-386-9117

(株)川崎商会

新潟県新潟市北区新山2-2-12

TEL 025-386-9117

売上 2019年 4月10日

08:04

上 様 手

現金フリー 00-263627-90001-0001-9

出光ゼアス P- 5(内)
26.00 L 8145.0 3770円

合計 3,770円
(内、消費税等(8.00%) 279円)

釣銭 1万円: 6,230円
5千円: 1,230円
4千円: 230円

伝No: 10136 担当 [REDACTED]



領収書

印紙

IDEMITSU

263627

興栄SS

TEL 025-386-9117

(株)川崎商会

新潟県新潟市北区新山2-2-12

TEL 025-386-9117

売上 2019年 4月26日

16:54

上 様

現金固定 [REDACTED]

出光ゼアス P- 3(内)
40.44 L 8145.0 5863円

合計 5,863円
(内、消費税等(8.00%) 434円)

釣銭 1万円: 4,137円
6千円: 137円



楽天カード会員:XXXXXXXXXX [REDACTED]
取引コード:263627190426165312679901

基本ポイント [REDACTED]

ポイント集高の反映にはお時間をいただく場合がございます。

伝No: 10178 担当 [REDACTED]

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	7		
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月8日 から 平成31年4月26日				
支出年月日	平成31年4月26日				
支 出 金 額	3,373 円				
支 出 先	(株)にいがたエネルギーDr.Driveセルフ岡山店他				
使 途 内 容	ガソリン代4月分				
備 考	飯塚孝子議員 $10,120 \text{ 円} \times \frac{1}{3} = 3,373 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(調査研究費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

ENEOS

納品書(領収書)

2019年04月08日 18:41

売上 上 様 M

6-470549-49993-000
現金フリ-
0026-00
レギュラー
17.47L

P-04 *

合計 138円 ¥2,428
(内消費税等(8.00%) ¥180)
お預り ¥10,000
お釣り ¥7,572

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

(株) しいがたエネオス
Dr. Driveセルブ岡山店
新潟県 新潟市 東区
岡山333-1

SS-470549
TEL:025-384-0631
FAX:No1822-1823
2019/04/08

ENEOS

納品書(領収書)

2019年04月12日 18:25再

売上 上 様 M

6-470549-49993-000
現金フリ-
0026-00
レギュラー
11.96L

P-07 *

合計 138円 ¥1,650
(内消費税等(8.00%) ¥122)
お預り ¥2,000
お釣り ¥350

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

(株) しいがたエネオス
Dr. Driveセルブ岡山店
新潟県 新潟市 東区
岡山333-1

SS-470549
TEL:025-384-0631
FAX:No6988-6989
2019/04/12

ENEOS

納品書(領収書)

2019年04月16日 16:54

売上 上 様 M

6-470549-49993-000
現金フリ-
0026-00
レギュラー
12.29L

P-10 *

合計 (141円) ¥1,733
(内消費税等(8.00%) ¥128)
お預り ¥2,000
お釣り ¥267

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

(株) しいがたエネオス
Dr. Driveセルブ岡山店
新潟県 新潟市 東区
岡山333-1

SS-470549
TEL:025-384-0631
FAX:No4417-4418
2019/04/16

ENEOS

納品書(領収書)

2019年04月20日 19:01

売上 上 様 M

6-470549-49993-000
現金フリ-
0026-00
レギュラー
15.71L

P-13 *

合計 (139円) ¥2,184
(内消費税等(8.00%) ¥162)
お預り ¥10,000
お釣り ¥7,816

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

(株) しいがたエネオス
Dr. Driveセルブ岡山店
新潟県 新潟市 東区
岡山333-1

SS-470549
TEL:025-384-0631
FAX:No5963-05
2019/04/20



(株) 新島シエル
アーチパーク・オーガタ
新潟県新潟市東区
遠谷内2-8-12
TEL:025-271-5895 SS:31160-33793

令頁又書

2019年04月26日 08:54 伝票No.3173
取引随番 6058

上 様
330-33793-0000-0002 * 31160
現金 車番00001



0120-00 9062
レギュラーガソリン P14 ¥2125
数量 14.86L
単価 @143

合計 (内税別消費税) ¥2,125
お預り ¥3,000
お釣り ¥875

4:00000000-0:00000000 04

処理日付: 2019/04/26 9062-9062
100取引
領収書にかえさせていただきます。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	8		
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	令和元年5月11日				
支 出 金 額	664 円				
支 出 先	にいがた女性会議				
使 途 内 容	にいがた女性会議2019年度4月分会費				
備 考	渡辺有子議員、風間ルミ子議員、飯塚孝子議員、平あや子議員 2000円×1/12=166円 4人分=664円				
領収書貼付欄	(調査研究費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

No. 101

領収証

渡辺有子様

2019年5月11日

★2,000-

但 2019 年度会費として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

にいがた女性会議

No. 9

領収証

飯塚孝子様

2019年5月11日

★2,000-

但 2019 年度会費として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

にいがた女性会議

No. 4

領収証

風間ルミ子様

2019年5月11日

★2,000-

但 2019 年度会費として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

にいがた女性会議

No. 61

領収証

平あや子様

2019年5月11日

★2,000-

但 2019 年度会費として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

にいがた女性会議

にいがた女性会議規約

(名 称)

第1条 この会は「にいがた女性会議」という。

(目 的)

第2条 この会は女性と男性が家庭・職場・地域で、共に平等にかかわることのできる社会をつくることを目的とする。

(活 動)

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 「新潟市男女共同参画行動計画」を新潟市とのパートナーシップで推進する。
- (2) 「新潟市男女共同参画行動計画」に沿って部会を構成し、調査・研究等を行う。
- (3) 「アルザフォーラム」の開催を推進する。
- (4) 「アルザにいがた(新潟市男女共同参画推進センター)」の運営に参画する。
- (5) その他目的を達成するための事業を行う。

(会 員)

第4条 この会の会員は、この会の目的に賛同する個人と団体・グループ・サークルとする。

(役員及び会計監査)

第5条 この会に次の役員及び会計監査をおく。

- (1) 代表、副代表、事務局長1名、会計1名、運営委員若干名
- (2) 代表は複数で共同代表とすることができる。

2 この会に2名の会計監査をおく。

(任 期)

第6条 役員及び会計監査の任期は1期2年とし再任を妨げない。

2 代表は継続する2期を限度とする。ただし、1期において再任することができる。

(役員及び会計監査の選出)

第7条 役員及び会計監査の選出は次のとおりとする。

- (1) 運営委員は総会において会員の中から選出する。
- (2) 代表、または共同代表、副代表は、事務局長、会計は、会員の中から選出し、総会の承認を得る。
- (3) 会計監査は総会において会員の中から選出する。

2 役員を選出にあたり「役員選考委員会」を設ける。

(役員の仕事)

第8条 役員及び会計監査の仕事は次のとおりとする。

- (1) 代表はこの会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長はこの会の事務を行う。
- (4) 会計はこの会の会計を行う。
- (5) 運営委員はこの会の運営に関する事項を審議し、実行する。
- (6) 会計監査は会計を監査し、総会に報告する。

(総会)

第9条 総会は会員全員をもって構成し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 活動報告及び活動計画
 - (2) 予算の決定及び決算の承認
 - (3) 役員及び会計監査の選出及び承認
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他必要な事項
- 2 総会は年1回とし、代表が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 3 総会は3分の1以上の出席をもって成立する。なお、委任状をもって出席とみなす。
- 4 議長はその都度出席者の中から選出する。
- 5 議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長が決定する。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は次の事項を審議し、実行する。

- (1) 総会において審議すべき事項
- (2) 総会で決議した事項の実行
- (3) その他、この会の運営に関する事項

(事務局)

第11条 代表の委嘱により事務局員若干名をおくことができる。

2 事務局住所は当分の間、アルザといがた(新潟市男女共同参画推進センター) 気付「にいがた女性会議」とする。

(会計)

第12条 この会の経費は会員の年会費及び寄付その他による。

2 会費(年会費)は1口1,000円とし、団体3口以上、個人2口以上とする。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 この規約に定めるものの他、にいがた女性会議の運営その他必要な事項は別に定める。

付則 この規約は1988年10月27日から施行する。

1991年5月11日 一部改正

1992年5月9日 一部改正

1994年5月21日 一部改正

1995年5月20日 一部改正

1996年5月18日 一部改正

2000年5月20日 一部改正




2001年5月12日 一部改正

2005年5月14日 一部改正

2006年5月20日 一部改正



2009年5月30日 一部改正

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	9		
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	令和元年5月20日				
支 出 金 額	46 円				
支 出 先	議会事務局				
使 途 内 容	4月分コピー機使用料				
備 考	会派控室用 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> $93 \text{ 円} \times 1/2 = 46 \text{ 円}$ </div>				
領収書貼付欄					(調査研究費)
<div style="text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">領 収 書</h2> <p style="margin: 5px 0;">日本共産党新潟市議会議員団 様</p> <div style="border: 1px solid black; width: 30%; margin: 10px auto; padding: 5px; text-align: center;"> <p style="margin: 0;">金93円也</p> </div> <p style="margin: 10px 0;">4月分 コピー機 使用料として 上記のとおり領収いたしました。</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: right;">L 1.5.20 令和 年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0; text-align: right;">議会事務局総務課 課長 市島 美咲</p> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"></div> </div>					

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	10		
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	令和元年5月27日				
支 出 金 額	7,581 円				
支 出 先	にいがた自治体研究所				
使 途 内 容	にいがた自治体研究所2019年度4月分会費				
備 考	13000円×1/12=1083円×議員7人分				
領収書貼付欄	(調査研究費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

領収証

No. 004

財団法人わこもこ研究センター
倉田 有子 様
2019年10月27日

★ 2019年

但し、この領収書は、財団法人わこもこ研究センターの会費収入金。

上記正に領収いたしました。

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒950-0901 新潟市中央区井天3
新潟マシヤン3F.305
TEL 025-240-186
FAX 025-240-186

にかた自治体研究所

領収証

No. 009

財団法人わこもこ研究センター
倉田 有子 様
2019年10月27日

★ 2019年

但し、この領収書は、財団法人わこもこ研究センターの会費収入金。

上記正に領収いたしました。

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒950-0901 新潟市中央区井天3
新潟マシヤン3F.305
TEL 025-240-186
FAX 025-240-186

にかた自治体研究所

領収証

No. 011

財団法人わこもこ研究センター
倉田 有子 様
2019年10月27日

★ 2019年

但し、この領収書は、財団法人わこもこ研究センターの会費収入金。

上記正に領収いたしました。

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒950-0901 新潟市中央区井天3
新潟マシヤン3F.305
TEL 025-240-186
FAX 025-240-186

にかた自治体研究所

領収証

No. 010

財団法人わこもこ研究センター
倉田 有子 様
2019年10月27日

★ 2019年

但し、この領収書は、財団法人わこもこ研究センターの会費収入金。

上記正に領収いたしました。

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒950-0901 新潟市中央区井天3
新潟マシヤン3F.305
TEL 025-240-186
FAX 025-240-186

にかた自治体研究所

領収証

No. 000

財団法人 財団法人 財団法人
財団法人 財団法人 財団法人
財団法人 財団法人 財団法人



財団法人 財団法人 財団法人

上記正の領収のみを

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒950-0901 新潟市中央区井元
新橋ビル3F
TEL 025-240-186
FAX 025-240-186

にかたがた自治体研究所

領収証

No. 000

財団法人 財団法人 財団法人
財団法人 財団法人 財団法人
財団法人 財団法人 財団法人



財団法人 財団法人 財団法人

上記正の領収のみを

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒950-0901 新潟市中央区井元
新橋ビル3F
TEL 025-240-186
FAX 025-240-186

にかたがた自治体研究所

領収証

No. 000

財団法人 財団法人 財団法人
財団法人 財団法人 財団法人
財団法人 財団法人 財団法人



財団法人 財団法人 財団法人

上記正の領収のみを

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒950-0901 新潟市中央区井元
新橋ビル3F
TEL 025-240-186
FAX 025-240-186

にかたがた自治体研究所

にいがた自治体研究所規約

第1章 総 則

第1条 この研究所は「にいがた自治体研究所」という。

第2条 この研究所の事務所は新潟市
中央区弁天3丁目3-5
新潟マンション3F305号におく。

第3条 この研究所は民主的自治体の確立に寄与するために、主として新潟県内の自治体問題、地域問題、地方自治に関する調査、研究活動および自治の研究活動を行うことを目的とする。

第4条 この研究所は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①自治体問題、地域問題に関する調査と研究、及び資料の収集。
- ②自治体問題、地域問題に対する関心と理解を深め、民主的運動を高めるための啓蒙と宣伝。
- ③県内各地の自治体研究組織への援助。
- ④その他設立趣旨、目的にもとづく必要な事業。

第2章 会 員

第5条 この研究所の会員は、第3条の目的に賛成する個人、団体をもって組織し、次の区分とする。

第6条 会員は研究所の活動に参加し、会費を納入する。

第3章 機 関

第7条 この研究所に次の機関をおく。

- ①総会
- ②理事会
- ③常任理事会

第8条 総会はこの研究所の最高機関で、一般会員、団体会員をもって構成する。ただし、団体会員一口につき一名とする。

第9条 総会は毎年1回理事長が招集する。ただし、理事会がとくに必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

第10条 総会は次の事項を議決する。

- ①年間の事業計画
- ②予算および決算
- ③規約の改廃
- ④役員を選出
- ⑤その他必要と認める事項

第11条 理事会は理事長、副理事長、理事、事務局長をもって構成し、理事長が随時招集する。

第12条 理事会は総会の決定にもとづいて、研究所の業務の執行方針を決定する。

第13条 業務の執行を円滑にするため、理事会は常任理事選任する。

①一般会員 ②団体会員
とついで、研究所の業務を執行する。

3 常任理事会は理事長が随時招集する。

第14条 会議の議事は出席者の過半数によって決める。

第4章 役員

第15条 この研究所に次の役員をおく。

- ①理事長 1名
- ②副理事長 若干名
- ③理事 若干名
- ④事務局長 1名
- ⑤監事 2名

第16条 理事長はこの研究所を代表し、業務を総括する。

第17条 副理事長は理事長を補佐し、事故ある時これを代理する。

第18条 事務局次長は理事会の議を経て任命する。

第19条 理事は一般会員、団体会員の中からそれぞれ選出する。

第20条 事務局長は事務局員を掌握し、この研究所の日常の業務執行に当たる。

第21条 監事はこの研究所の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第22条 役員任期は2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

2 常任理事会は総会の決定にも

第5章 事務局

第23条 この研究所は、日常業務を処理するため事務局をおく。

第6章 顧問、研究員

第24条 この研究所は若干名の顧問をおくことができる。

2 顧問は総会の議を経て委嘱する。

第25条 この研究所は若干名の研究員をおくことができる。

2 研究員は理事会の議を経て委嘱する。

第7章 会計

第26条 この研究所の経費は会費、事業収入および寄付金をもってあてる。

①一般会員 年額：13,000円

②団体会員 年額：13,000円

第27条 会計年度は1月1日より12月末日までとする。

付 則

この規約は2002年2月23日より施行する。

この規約は2006年2月19日より施行する。

この規約は2010年2月14日より施行する。

この規約は2016年1月1日より施行する。

支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	平成31年度	支出項目	広報費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	H31.4.19	飯塚孝子議員2019年2月議会報告印刷代	190,496	20,510部×8.6円+消費税
2	H31.4.22	飯塚孝子議員2019年2月議会報告新聞折り込み料	72,200	4/21折込B4×19510枚
3	R元.5.8	ホームページ保守管理料4月分	13,068	振込手数料108円含む
		小 計	275,764	
		合 計	275,764	

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	/		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月19日				
支出年月日	平成31年4月19日				
支 出 金 額	190,496 円				
支 出 先	株式会社小林印刷所				
使 途 内 容	飯塚孝子議員2019年2月議会報告印刷代				
備 考	20,510部×8.6円+消費税				
領収書貼付欄	(広報費)				

領 収 証

010090

年 月 日

様

金 額				
--------	--	--	--	--

回し 飯塚孝子議員2019年2月議会報告印刷代
 上記金額正に領収致しました


株式会社 小 林 印 刷 所

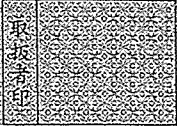
代表取締役 小 林 一 夫

〒951-8501 新潟市中央区東五軒町

TEL (025) 25-2525

FAX (025) 25-2525





※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請 求 書

伝票No. 205

お客様コードNo. [REDACTED]

2019 年 4 月 19 日

951-8126
 新潟市中央区学校町通り1
 新潟市役所内
 日本共産党新潟市議会議員団 御中

株式会社 印刷所
 〒951-8028 新潟市中央区学校町3ノ1
 TEL (025) 225-1522 FAX (025) 225-1523
 E-mail: main@shin-ni-insatsu.co.jp

取引銀行

担当者

商 品 名	数 量	単 位	単 価	全 額	備 考
いづか孝子2019年議会報告	20,510	部	8.60	176,386	
消費税				14,110	

摘 要 _____

合 計	190,496		
-----	---------	--	--



いづか孝子 2月議会報告

一般質問で、①高齢者の予防接種とがん検診②中学生の生活習慣病予防健診の拡充③産後ケア事業の拡充④認知症支援策の拡充⑤特別養護老人ホームの建て替え費補助の創設について質問しましたので報告します。

2019年4月 第26号
発行/日本共産党新潟市議団
いづか孝子
市役所内 党議員団控室
電話 025(226)3450
FAX 025(223)7748
お困りごと・相談ことは
090-1885-4091 いづか孝子まで
※このチラシは政教活動費を活用しています。

高齢者用肺炎球菌予防接種料金値上げ・ 市民サービス低下にNO!

高齢者用肺炎球菌予防接種料金助成は継続を

健康寿命の延伸に影響を与え、高齢化に伴って増加している死因の第三位は「肺炎」です。高齢者の肺炎は、命に係わるだけでなく、要介護になる引き金になります。国は平成26年度から定期予防接種として、65歳以上を対象に高齢者用肺炎球菌予防接種を奨励してきました。

新潟市は市独自で、住民税非課税世帯は無料に、課税世帯は4千円にして、予防接種率の向上を進めてきましたが、昨年度のインフルエンザの有料化に続き、2019年度予算で、一律4600円に引き上げの負担増の予算にしました。

飯塚議員 非課税の有料化と接種費自己負担4千円から4600円に増額するが、接種率の低下が懸念される。非課税世帯無料化を継続するべきではないか。

胃がん検診の隔年実施化について

新潟県は胃がんの罹患率は全都道府県で男女とも1位と高くなっています。胃がんは、検診による早期発見と早期治療で早期がんの5年生存率は98%と高く、検診精度の向上が極めて重要です。新潟市は、全国に先駆けて平成15年度から胃内視鏡検査を導入し、医療機関で胃エックス線検査のいずれかの選択で毎年検診を奨励してきました。新潟市の胃内視鏡検査の実践結果が、国の「胃がん検診ガイドライン」に反映され、原則2年に1回行うに改正されました。

飯塚議員 胃がん検診の内視鏡検査の隔年化(偶数年齢)実施の変更点について市民と議会に事前説明が

ない隔年実施は市民軽視と考えるがどうか。

保健衛生部長 国は「がん検診実施のための指針」を2016年に改正し、胃がん検診項目に胃内視鏡を加え、50歳以上の者を対象に原則2年に1回行うものと定めた。この改正が、新潟市の胃内視鏡検査の結果に基づく研究が科学的に証

前立腺がん検診は自治体検診として継続実施を

全国の自治体の82%が実施している前立腺がんのPSA検査について厚生労働省は、死亡率の低減効果が不明確なものとして、推奨しないことを指針に明記し、注意喚起する方針を決めたと報じられています。新潟市は、平成16年度から50歳以上に5年間隔でPSA検査を実施しています。毎年80人から90人が、前立腺がんの診断を受け、7割が早期がんでした。

飯塚議員 国は、前立腺がん検診を効果不明がん検診として推奨しないとされているが、節目検診で早期発見されていることから、継続するべきと考えるがどうか。

2月定例議会の 新年度予算について

日本共産党市議団は、一般会計予算と後期高齢者医療保険制度の条例改定について反対しました。その理由は大型開発土木費は聖域として増額された一方で、高齢者用肺炎球菌予防接種料金は負担増、特別支援学級支援員の配置基準見直しによる市民サービス低下の予算だからです。後期高齢者医療保険制度については、低所得者の軽減特例に係る国庫補助を止めたために、9割軽減を7割軽減に改定することで保険料が3倍の負担増になることから反対しました。

市民運動と日本共産党の提案で新年度予算に実現した事業

1. 子どもの医療費助成制度は小学校卒業までから中学校卒業までに拡大。
2. 教室のエアコン設置は、すべての小中学校及び特別支援学校の普通教室を2019年度末まで設置を目指す。
3. 病児保育を南区、病後児保育を北区と西蒲区に設置する。(全行政区設置実現)
4. 高齢者のフレイル予防(介護予防)事業が東京大学高齢社会総合研究機構のフレイルチェックを活用して新規事業で取り組まれる。
5. 国民健康保険料の寡婦減免対象に「未婚のひとり親世帯」を適用拡大する。(世帯主収入210万円の場合 年額3万4500円の減額)



特定健診の貧血検査は基本項目に

特定健診には、全員対象の基本項目と医師が必要と認めた場合のみ実施の詳細項目があります。貧血検査は詳細項目で、受診者の半数が実施し16%が貧血でした。中でも重度貧血者が10人に1人の割合で発見されています。貧血は、重度であっても自覚症状が出にくい特徴があり、発見が遅れることがあります。

飯塚議員 特定健診の貧血検査は、消化器がんやフレイルの早期発見に寄与することから、基本的項目にして全員実施するべきと考えますか。
福祉部長 特定健診の貧血検査は、国の基準に基づいて、医師の判断により実施し、特定健診受診者の約半数が貧血検査を実施している。メタボリックシンドロームに特化した健診と位置づけられている。本市国保においては、引き続き国の基準で実施する。

医療機関に定期受診している方への対応について

飯塚議員 医療機関に定期受診している人の中に、がん検診や特定健診を受けずに重症化している事例が見られる。医療機関の協力を得て、定期受診をしていない患者を対象に、市が実施する検診の受診状況を調査し、現状把握するべきと考えますか。
保健衛生部長 医療機関に定期受診している方への特定健診・がん検診については、これまで受診勧奨用チラシを作成し、かかりつけ医から受診を勧めさせていただくようお願いしている。

中学生の生活習慣病予防健診の無料化と胃がん予防健診の実施を

市が実施している生活習慣病予防健診は、小学4年生と中学1年生の希望者に、自己負担1000円で夏休み期間を利用して公共施設等を会場に保護者同伴で実施しています。健診受診率は1割台に留まっています。長岡市では、生活習慣病予防健診と胃がん予防のピロリ菌検査を同時に中学2年生の希望者に無料で、各学校の定期健診時に実施して9割を超える受診率を維持しています。

飯塚議員 中学生の健診受診率が約1割と低い一方で、要精検者が16%、貧血症患者が9%と高率である。健診料金を無料化し、定期健康診断と合わせて受診できる健診制度とするべきと考えますか。
教育長 中学1年生の希望者を対象に実施している健診を定期健診と合わせた場合、健診時間の長時間化や学校の多忙化を招く課題がある。料金無料化は、多額な費用負担が見込まれることから現時点での実施は困難。
飯塚議員 胃がん発症の原因となるピロリ菌保有者は10代で5%程度である。早期除菌によって胃がんになる危険度が低くなり、胃がん予防につながる。中学生の生活習慣病予防健診にピロリ菌検査を加え、陽性者に除菌を含めた支援をすべきではないか。
教育長 若年期にピロリ菌検査や除菌治療を行うことにより、胃がんの発症予防効果が期待される。その

一方で、除菌に伴う薬物アレルギーなど副作用の可能性もあり、小児科医でも見解が分かれる。他都市の状況確認と専門家の意見を聞き研究していく。

産後ケアの拡充と乳房ケア助成制度を

母子手帳交付時において、若年妊娠や未婚、高齢出産や協力者の不在等のリスクを抱える妊婦が2割、新生児訪問においても産後うつや育児不安に苦しむ産婦は12%と年々増加傾向があります。宿泊型の産後ケア助成制度の利用者は、年間60組台で出産件数のわずか1%です。リスクを抱え、産後うつに苦しむ産婦を網羅している状況ではありません。



飯塚議員 通所型と訪問型にも助成制度を拡充し、乳房ケア助成制度を創設して容易に利用できるようにするべきではないか。
ことも未来部長 助成の拡大や新たな制度の創設について、妊娠・出産・子育てといった切れ目のない支援の中で総合的に考えていく。

認知症グループホームと認知症者による事故被害者救済制度を

認知症のグループホームは、要支援2から要介護1又は2の認定を受け、共同生活に支障のない認知症の人が、介護保険サービスを利用して入居する住宅の位置づけです。対応する補給給付制度がないため、低所得者の入所が困難となっています。

飯塚議員 認知症グループホームに、家賃助成など補給給付に相当する支援制度を創設し、入所を支援するべきと考えますか。
福祉部長 認知症高齢者のグループホームの家賃助成は、介護保険料に影響があることから、第8期介護保険事業計画画策定に向けて、

他都市の状況も参考に、慎重に検討していく。介護保険制度による補給給付の対象となることが望ましいと考えられており、国に對し要望していく。

特別養護老人ホーム建て替え整備費助成制度を

飯塚議員 築30年以上の特養ホーム施設は老朽化し、入居者の安全な住環境が確保できず、建て替えの時期を迎えているが自己資金のみの改築は困難である。県や他市にある補助金制度を創設するべきではないか。
福祉部長 介護保険事業主体の法人は赤字割合が32.9%と経営状況は厳しく特養ホームの建て替えに踏み切ることが難しい状況があるものと認識している。事業者にとっても喫緊の課題であることから、県や他都市の動向などを踏まえて支援制度の創設に向けて検討していく。

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	平成31年度	整理番号 (項目別)	2		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月21日				
支出年月日	平成31年4月22日				
支出金額	72,200 円				
支出先	有限会社新潟日報本所販売センター				
使途内容	飯塚孝子議員2019年2月議会報告新聞折り込み料				
備 考	4/21折込B4×19510枚				

領収書貼付欄 (広報費)

領収証

日本共産党新潟市議会議員団 No. _____

飯塚 孝子 様 平成31年 4月 22日

金額		¥ 72,200		
内 容	4/21(日)折込 B4×19510			
消費税等	上記正に領収いたしました			
現金				
小切手				

新潟市東区寺山1丁目3番13号

有限会社新潟日報

本所販売センター

代表取締役 小池誠

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請 求 書

31年4月19日

No. _____

日本共産党新潟市議団

新潟市東区寺山1丁目3番18号

飯塚孝子様

有限会社新潟

本所販売

下記のとおり御請求申し上げます

代表取締役 小池

税込合計金額 ￥72,200

税率



%

消費税額等

月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)		摘要
4/21	1 税込料	19.610	3.4	66	334	
	2 管理料 NIC不戸	5.500		1	93	
	3 " 石山泉	6.850		2	32	
	4 " 河渡	1.300			44	
	5 " 牡丹山	1.450			49	
	6 消費税			5	348	
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	合 計			72	200	

コクヨ ウ-322

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	3		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	令和元年5月8日				
支 出 金 額	13,068 円				
支 出 先	株式会社マイネット				
使 途 内 容	ホームページ保守管理料4月分				
備 考	振込手数料108円含む				
領収書貼付欄					(広報費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容	
01-05-08	281	26	N				.165	振込	
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円
1		3		1					
お取引金額							円	お取引後元帳残高	円
¥12,960							円	¥108	
* 案内		* お振込明細					080165		
お振込先		[REDACTED]					16:22		
ご依頼人		(カ)マイネット 様					印紙税申告納付につき新潟		
		ニホンキョウサントウエイカ"タシキ"カイキ"インダ"ン 様					税務署へ郵送		
		TEL [REDACTED]							
おつり		¥32							

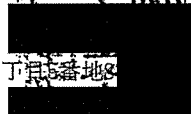
毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。印紙税納付の必要がない場合は「」
 ●ご利用のお客様へ
 ○ご利用の日および時間により当行所定の手数料（含消費税）を手数料欄記載のとおり *印で消してあります。
 お支払いいただいております。画面のご案内をあわせてご覧ください。
 ○ただしキャッシュサービスの場合は、ご利用日の決まりにお取引口座からお支払い
 いただきます。

請 求 書

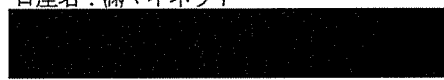
〒 951-8550
新潟市学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 御中

株式会社マイネット 

〒 950-0943
新潟市中央区女池神明1丁目5番地8 

TEL 025-278-7270 FAX 025-278-7272

口座名：㈱マイネット 

お客様コード	日付	締日	伝票枚数	御支払予定日
	2019/04/30	2019/04/30	1	2019/05/31

前回御請求額	今回御入金額	繰越額	今回御買上額	今回消費税額	今回御請求額
			12,000	960	12,960

月日	伝票番号	商 品 名	数 量	単 価	御 買 上 額	御 入 金 額
04/30	2294	バーチャルホストサービス 4月分 伝票小計 12,000円	1式	12,000 消費税	12,000 960	
合 計					12,960	12,960

平成27年4月1日

日本共産党新潟市議会議員団 様 契約内容及び月額使用料金明細書

株式会社マイネット

〒950-0161 新潟市江南区亀田中島 4丁目1-7

E-mail: support@my-net.jp

TEL: 025-278-1270

FAX: 025-278-7272

品名	数量	単価	金額
ドメイン、サーバー管理費 ホームページアドレス http://jcp-niigata-shigidan.com/	1式	9,000	9,000
フレッツ光ネクスト、インターネット接続料	1式	3,000	3,000
消費税			960
合計金額			12,960

振り込み先

株式会社マイネット

日本共産党新潟市議会議員団

Japanese Communist Party

- 本会議記録
- 市会報告
- 市議団速報
- お知らせ
- 議員紹介
 - 渡辺有子
 - 五十嵐完二
 - 風間ルミ子
 - 飯塚孝子
 - 野本孝子
 - 倉茂政樹
 - 平あや子
- 議会日程
- 政策見解
 - 国保・介護
 - 非核・平和
 - 教育
 - 予算要望
 - 官製談合
 - ごみ問題
 - 農業
 - 議会改革
 - その他
- ご意見・お問合せ

日本共産党新潟市議会市議団



渡辺 有子
(わたなべ ゆうこ)
江南区



五十嵐 完二
(いがらし かんじ)
東区



風間 ルミ子
(かざま るみこ)
北区



飯塚 孝子
(いづか たかこ)
東区



野本 孝子
(ののもと たかこ)
中央区



倉茂 政樹
(くらしげ まさき)
秋葉区

平 あや子
(たいら あやこ)
西区



新着記事

- 2018年9月27日 2018年9月議会 平あや子議員の一般質問全文
- 2018年9月27日 2018年9月議会 五十嵐完二議員の一般質問全文
- 2018年9月27日 次の国会での改憲案発議に反対する意見書案とその提案理由説明全文
- 2018年9月27日 新潟市区自治協議会条例の一部改正についての反対討論全文
- 2018年9月27日 次の国会への改憲案発議に反対する意見書を共同提案...市議団速報9/28号
- 2018年9月25日 飯塚議員が子育て支援、公契約条例など一般質問...市議団速報9/21号
- 2018年9月25日 五十嵐議員 BRT、万代島ルート線等について質問...市議団9/15号
- 2018年9月5日 てくテクくらしげ政樹議会報告第28号
- 2018年9月5日 9月議会一般質問の日時が決まりました...市議団速報9/6号
- 2018年9月5日 市議団がエアコン設置問題で小中学校を訪問・調査...市議団速報9/4号

議会での質問・討論

- 2018年9月27日 2018年9月議会 平あや子議員の一般質問全文
- 2018年9月27日 2018年9月議会 五十嵐完二議員の一般質問全文
- 2018年9月27日 次の国会での改憲案発議に反対する意見書案とその提案理由説明全文
- 2018年9月27日 新潟市区自治協議会条例の一部改正についての反対討論全文
- 2018年7月3日 2018年6月議会での倉茂政樹議員の一般質問全文
- 2018年7月3日 2018年6月議会での野本孝子議員の一般質問全文
- 2018年7月3日 2018年6月議会での飯塚孝子議員の一般質問全文
- 2018年4月6日 五十嵐完二議員2018年度新潟市一般会計予算案に対する反対討論全文
- 2018年3月13日 2月議会での野本孝子議員の一般質問全文
- 2018年3月13日 2月議会での五十嵐完二議員の一般質問全文

政策・見解

- 2018年2月16日 2018年度新潟市予算案に対する日本共産党市議団の見解…市議団速報2/15号
- 2017年11月29日 日本共産党新潟市議会議員団の2018年度市予算要望書
- 2017年2月24日 新潟市2017年度予算案に対する党議員団の見解
- 2017年2月24日 市議団の2017年度県予算要望
- 2016年12月7日 2017年度予算要望書
- 2015年11月28日 2016年度予算要望書
- 2014年12月4日 2015年度予算への要望を市長に申し入れました。
- 2014年5月28日 議員団が「農業特区」について見解を発表
- 2013年12月26日 高すぎる国保料を引き下げよ…市長に申し入れ
- 2013年12月2日 2014年度予算要望を市長に提出しました

支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	平成31年度	支出項目	資料購入費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	H31.4.1	月刊誌「学習の友」4月号	3,000	
2	H31.4.9	月刊「経済」2019年4月号購読料	5,150	
3	H31.4.17	月刊民商4月号、中小商工業研究春季号購読料	1,300	会派控室用
4	H31.4.17	週刊「商工新聞」4月購読料	500	平あや子議員 第1紙目「新潟日報」
5	H31.4.17	週刊「商工新聞」4月購読料	500	会派控室用
6	H31.4.19	週刊「守る新聞」4月購読料	300	五十嵐完二議員 1紙目「新潟日報」
7	H31.4.19	週刊「守る新聞」4月購読料	300	飯塚孝子議員 1紙目「新潟日報」
8	H31.4.19	週刊「守る新聞」4月購読料	300	平あや子議員 1紙目「新潟日報」
9	H31.4.19	週刊「守る新聞」、月刊「生活と健康誌」4月号購読料	600	会派控室用
10	H31.4.25	新聞「農民」4月分購読料	710	会派控室用
11	H31.4.25	新聞「農民」4月分購読料	710	倉茂政樹議員 1紙目「新潟日報」
12	H31.4.26	月刊「保育情報」2019年4月号購読料	650	会派控室用
13	H31.4.26	「国保新聞」月3回発行2019年4月分購読料	488	会派控室用 (5,100円+432円)×3/34=488円
14	H31.4.26	週刊「守る新聞」4月購読料	300	倉茂政樹議員 第1紙目「新潟日報」
15	H31.4.26	週刊「新婦人しんぶん」4月購読料	400	倉茂政樹議員 第1紙目「新潟日報」
16	H31.4.26	週刊「商工新聞」4月購読料	500	倉茂政樹議員 第1紙目「新潟日報」
17	R元.5.7	「毎日新聞」4月購読料	3,093	飯塚孝子議員第1紙目「新潟日報」
18	R元.5.7	新潟日報4月分購読料	3,980	会派控室用
		小計	22,781	
		合計	22,781	

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者	
支出年度	平成31年度	整理番号 (項目別)	/		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	平成31年4月1日				
支出金額	3,000 円				
支出先	新潟県勤労者学習協会				
使 途 内 容	月刊誌「学習の友」4月号				
備 考	4月号渡辺有子議員、五十嵐完二議員、飯塚孝子議員、野本孝子議員、倉茂政樹議員、平あや子議員500円×6人分=3000円				

領収書貼付欄

(資料購入費)



領収書	日本共産党市議団	様	No.																			
金額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;"> </td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;"> </td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;"> </td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;"> </td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;"> </td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;"> </td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;"> </td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;"> </td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;"> </td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;"> </td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">¥ 3 0 0 0</td> </tr> </table>													¥ 3 0 0 0								
¥ 3 0 0 0																						
内 訳	但 学習の友4月号として																					
現金	2019年4月1日 上記正に領収いたしました																					
小切手	/																					
手形	/																					
消費税額等(%)	新潟県勤労者学習協会 事務局 XXXXXXXXXX																					

請求書	2019年4月1日	No.
日本共産党新潟市議団 様	新潟県勤労者学習協議会 事務局 XXXXXXXXXX	
下記のとおり御請求申し上げます		
税込合計金額	税率 %	消費税額等
月 号	品名	数量 単価
4 号	学習の友	6 500
		金額(税抜・税込)
		3 0 0 0
合計		3 0 0 0

※領収書及び請求書の両方の金額を併記してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	2		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月3日				
支出年月日	平成31年4月9日				
支 出 金 額	5,150 円				
支 出 先	赤旗新潟出張所				
使 途 内 容	月刊「経済」2019年4月号購読料				
備 考	渡辺有子議員、五十嵐完二議員、飯塚孝子議員、倉茂政樹議員、平あや子議員 1030円×議員5人=5150円				
領収書貼付欄				(資料購入費)	

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

渡辺 有子様

発行日: 2019年04月09日

〒250-0201 浜川町 1-1-1 浜川町出張所

領 収 書

下記の金額を確かにいただきました
ありがとうございました

〒250-0201 浜川町 1-1-1 浜川町出張所

TEL 025-247-1346

領収総額 1,030円

(明細)

品名	年月	数量	単価	金額	備考
『経済』2019年4月号	2019年4月	1	1,030	1,030	
			計	1,030	

五十嵐 完二様

発行日: 2019年04月09日

赤旗舞鶴支店

領 収 書

下記の金額を確かにいただきました
ありがとうございました

〒747-0252 福井県若狭郡若狭町花園2丁目3-10
TEL 0775-247-1346

領収総額 1,030 円

(明細)

品名	年月	数量	単価	金額	備考
『経済』2019年4月号	2019年4月	1	1,030	1,030	
			計	1,030	

飯塚 孝子 様

発行日: 2019年04月09日

赤旗新潟出張所

領 収 書

下記の金額を確かにおいただきました
ありがとうございました

新潟県伊勢区花園2丁目3-10
TEL 025-247-1346

領収総額 1,030 円

(明細)

品名	年月	数量	単価	金額	備考
『経済』2019年4月号	2019年4月	1	1,030	1,030	
			計	1,030	

倉茂 政樹 様

発行日: 2019年04月09日

赤旗穂嵩支店

領 収 書

下記の金額を確かいただきました
ありがとうございました

新島郡花園区花園2丁目3-10
TEL 025-247-1346

領収総額 1,030 円

(明細)

品名	年月	数量	単価	金額	備考
『経済』2019年4月号	2019年4月	1	1,030	1,030	
			計	1,030	

平 あや子様

発行日: 2019年04月09日

赤旗新聞社

領 収 書

下記の金額を確かにいただきました
ありがとうございました

新潟県新潟市東区花園2丁目3-10
TEL 025-247-1346

領収総額 1,030 円

(明細)

品名	年月	数量	単価	金額	備考
『経済』2019年 4月号	2019年 4月	1	1,030	1,030	
			計	1,030	

渡辺 有子 様

発行日: 2019年04月03日

赤旗製本所

請 求 書

下記のとおり御請求申し上げます

新潟県中野区花園2丁目3-10
TEL 025-247-1346

請求総額 1,030 円

(明細)

品名	年月	数量	単価	金額	備考
『経済』2019年 4月号	2019年 4月	1	1,030	1,030	
			計	1,030	

五十嵐 完二様

発行日: 2019年04月03日

請求書

下記のとおり御請求申し上げます

赤濱瀬田出張所

〒425-247-1346
静岡県伊豆市花園2丁目3-10

請求総額 1,030円

(明細)

品名	年月	数量	単価	金額	備考
『経済』2019年4月号	2019年4月	1	1,030	1,030	
			計	1,030	

飯塚 孝子 様

発行日: 2019年04月03日

〒100-0001 東京都千代田区千代田

請 求 書

下記のとおり御請求申し上げます

〒100-0001 東京都千代田区花園2丁目3-10
TEL 025-247-1346

請求総額 1,030 円

(明細)

品名	年月	数量	単価	金額	備考
『経済』2019年4月号	2019年4月	1	1,030	1,030	
			計	1,030	

倉茂 政樹 様

発行日: 2019年04月03日

浜興建築出張所

請 求 書

下記のとおり御請求申し上げます

新潟県佐和田区花園2丁目3-10
TEL 025-247-1346

請求総額 1,030 円

(明細)

品名	年月	数量	単価	金額	備考
『経済』2019年4月号	2019年4月	1	1,030	1,030	
			計	1,030	

平 あや子 様

発行日: 2019年04月03日

赤旗新聞発行所

請 求 書

下記のとおり御請求申し上げます



〒025-247-1346
新潟県北蒲区花園2丁目3-10

請求総額 1,030 円

(明細)

品名	年月	数量	単価	金額	備考
『経済』2019年4月号	2019年4月	1	1,030	1,030	
			計	1,030	

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	3		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月17日				
支出年月日	平成31年4月17日				
支 出 金 額	1,300 円				
支 出 先	新潟民主商工会				
使 途 内 容	月刊民商4月号、中小商工業研究春季号購読料				
備 考	会派控室用				
領収書貼付欄				(資料購入費)	

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

領 収 証

No. _____

共産党市議団様

平成31年 4月17日

金額				¥	1	3	0	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---

但 月刊民商4月号、中小商工業研究

上記正に領収致しました

現金	✓		
小切手			


新潟市中央区沼津西1丁目10番14号

新潟県労組商工会

電話025-252-1111(代表)



支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者													
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	4														
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費																
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日																
支出年月日	平成31年4月17日																
支 出 金 額	500 円																
支 出 先	新潟民主商工会																
使 途 内 容	週刊「商工新聞」4月購読料																
備 考	平あや子議員 第1紙目「新潟日報」																
領収書貼付欄				(資料購入費)													
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">2019 年 4 月 分 領 収 書</p> <p>関屋支部</p> <p style="font-size: 1.2em;">平 あや子 様</p> <p style="text-align: right;">金額 500 円</p> <hr/> <p>内 訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">前月繰越金額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 25%;">領収日</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">31年 4月 17 日</td> </tr> <tr> <td>新聞代</td> <td style="text-align: center;">500 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前納額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">係印 </p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">新潟市中央区沼垂西3-10-14 新潟民主商工会 電話 243-0141</p> </div>						前月繰越金額	円	領収日	31年 4月 17 日	新聞代	500 円			前納額	円		
前月繰越金額	円	領収日	31年 4月 17 日														
新聞代	500 円																
前納額	円																

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

区域	御宅様コード

領収証 (31年4月分)

取扱紙
 新潟日報
 毎日新聞
 日本経済新聞
 日経MJ
 スポーツニッポン
 毎日小学生新聞

ベルプロムナード 505 様
 平 あや子

(発行日) 1/5/7 (領収番号) 418 (担当) 自動振替

銘柄名	部数	金額
日報 朝刊	1	3,093
Info Information Center		

ご愛読ありがとうございます。
 下記新聞代領収致しました。

合計金額
 3,093 円

思わぬ発見が楽しい「おとなプラス」新潟日報
 朝刊とセット 3980円・おとなプラスのみ1200円
 新潟市西区内野町559 (内野町十字路)
 TEL (262) 2015 FAX (262) 2219

NIC内野 (有)伊藤新聞店

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者	
支出年度	平成31年度	整理番号 (項目別)	5		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	平成31年4月17日				
支出金額	500 円				
支出先	新潟民主商工会				
使途内容	週刊「商工新聞」4月購読料				
備 考	会派控室用				

領収書貼付欄 (資料購入費)


2019 年 4 月 分 領 収 書

関屋支部

日本共産党市議団 様 金額 500 円

内訳

前月繰越金額	円	領収日	31年4月17日
新開代	500 円		
前納額	円		

係印 

新潟市中央区沼垂西3-10-14

新潟民主商工会 電話 243-0141

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	6		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	平成31年4月19日				
支 出 金 額	300 円				
支 出 先	新潟生活と健康を守る会				
使 途 内 容	週刊「守る新聞」4月購読料				
備 考	五十嵐完二議員 1紙目「新潟日報」				

領収書貼付欄

(資料購入費)

✓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 五十嵐 完二 様 </div>	金額 300
新聞・雑誌名 「守る新聞」 月刊「生活と健康」	金額 300

領 収 書

1200 円

2019 年 4月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

新潟生活と健康を守る会

〒950-0088 新潟市中央区万代1丁目2-6
第1トーカー万代ビューハイツ403
TEL 025-246-0092

領収日 4/19

担当

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

区域 お客様コード 領 収 証 (31 年 4 月分)

北葉町5-3
メゾン北葉202

五十嵐 完二 様

(発行日) (領収番号) (担当)
31/4/25 578

ご愛読ありがとうございました。
下記新聞代領収しました。

銘 柄 名	部 数	金 額
新潟日報 朝刊	1	3,093



新潟日報
合計金額
3,093
内、消費税 229円

NICが厳選した新潟の逸品をお取り寄せ 【ふれっぶ特選市場】
5月号は、クリーム大福 赤ちゃんのほっぺ お申込はNICまで！

新潟市東区古川町7-28 ☎ 273-7700

新潟日報社
NIC 取 下

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	7		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	平成31年4月19日				
支 出 金 額	300 円				
支 出 先	新潟生活と健康を守る会				
使 途 内 容	週刊「守る新聞」4月購読料				
備 考	飯塚孝子議員 1紙目「新潟日報」				
領収書貼付欄				(資料購入費)	

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

領収書貼付用紙

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">飯塚孝子 様</p> </div> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">新聞・雑誌名 金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">「守る新聞」 月刊「生活と健康」</td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 2px;">300</td> </tr> </table>	「守る新聞」 月刊「生活と健康」	300	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; background-color: #cccccc;">領 収 書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">1200 円</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;"> <p style="font-size: 1.1em; margin: 0;">2019 年 4月分</p> </div> <p style="font-size: 0.8em; margin: 5px 0;">上記の金額たしがいただきました。 ありがとうございました。</p> <p style="font-size: 0.9em; margin: 0;">新潟生活と健康を守る会 〒950-0088 新潟市中央区万代1丁目2-6 第1トーカン万代ビューハイツ403 TEL 025-246-0092</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">領収日 4/19</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">振替 XXXXXXXXXX</div> </div>
「守る新聞」 月刊「生活と健康」	300		

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #cccccc;">領 収 証</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: black; width: 100%; height: 15px;"></div>	<p style="font-size: 1.1em; margin: 0;">領 収 証 (年 月 分)</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">31 04</p>
---	---



<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">飯塚 孝子 様</p>				
(発行ID)	(領収番号)	(スタッフ)		
R1.5.7				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 2px;">県統合</td> <td style="width: 40%; text-align: center; padding: 2px;">3,093</td> </tr> </table>	県統合	3,093	<p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">ご発議ありがとうございました。 下記新聞代領収致しました。</p>	
県統合	3,093			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; background-color: #cccccc;">3,093</div>	<p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">NIC山 XXXXXXXXXX (有)新 XXXXXXXXXX 山ニツ販 XXXXXXXXXX</p>			

いつもご愛読いただきありがとうございます。

新潟市江南区亀田大月3-1-39 フリーダイヤル 0120-374629 TEL 385-9600 FAX 385-9601

※重ならないように貼付してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者									
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	9										
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費												
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日												
支 出 年 月 日	平成31年4月19日												
支 出 金 額	600 円												
支 出 先	新潟生活と健康を守る会												
使 途 内 容	週刊「守る新聞」、月刊「生活と健康誌」4月号購読料												
備 考	会派控室用												
領収書貼付欄				(資料購入費)									
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px;">共産党市議団 様</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 新聞・雑誌名 金額 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">会費</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>「守る新聞」</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> <tr> <td>月刊「生活と健康」</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; padding: 10px; vertical-align: top;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center;"> ✓ 領 収 書 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 5px auto; padding: 5px; text-align: center;">600 円</div> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 5px auto; padding: 5px; text-align: center;">2019 年 4月分</div> <p style="font-size: 0.8em;">上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。</p> <p>新潟生活と健康を守る会 〒950-0088 新潟市中央区万代1丁目2-6 第1トーカン万代ビューハイツ403 TEL 025-246-0092</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">領収日</div> <div style="font-size: 1.5em;">4/19</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">報告</div> </div> </td> </tr> </table>						<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px;">共産党市議団 様</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 新聞・雑誌名 金額 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">会費</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>「守る新聞」</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> <tr> <td>月刊「生活と健康」</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> </table>	会費		「守る新聞」	300	月刊「生活と健康」	300	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center;"> ✓ 領 収 書 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 5px auto; padding: 5px; text-align: center;">600 円</div> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 5px auto; padding: 5px; text-align: center;">2019 年 4月分</div> <p style="font-size: 0.8em;">上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。</p> <p>新潟生活と健康を守る会 〒950-0088 新潟市中央区万代1丁目2-6 第1トーカン万代ビューハイツ403 TEL 025-246-0092</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">領収日</div> <div style="font-size: 1.5em;">4/19</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">報告</div> </div>
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px;">共産党市議団 様</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 新聞・雑誌名 金額 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">会費</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>「守る新聞」</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> <tr> <td>月刊「生活と健康」</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> </table>	会費		「守る新聞」	300	月刊「生活と健康」	300	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center;"> ✓ 領 収 書 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 5px auto; padding: 5px; text-align: center;">600 円</div> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 5px auto; padding: 5px; text-align: center;">2019 年 4月分</div> <p style="font-size: 0.8em;">上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。</p> <p>新潟生活と健康を守る会 〒950-0088 新潟市中央区万代1丁目2-6 第1トーカン万代ビューハイツ403 TEL 025-246-0092</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">領収日</div> <div style="font-size: 1.5em;">4/19</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">報告</div> </div>						
会費													
「守る新聞」	300												
月刊「生活と健康」	300												

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	10		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	平成31年4月25日				
支 出 金 額	710 円				
支 出 先	農民運動新潟県連合会				
使 途 内 容	新聞「農民」4月分購読料				
備 考	会派控室用				
領収書貼付欄				(資料購入費)	

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団 様 No. 1170

710

但し、紙幣・硬貨にて

収入印紙

内訳

現金

小切手 年 月 日 上記正に領収いたしました

手形

消費税額等(%)

コクヨ ケー98

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

平成31年4月20日

日本共産党新潟市議員団

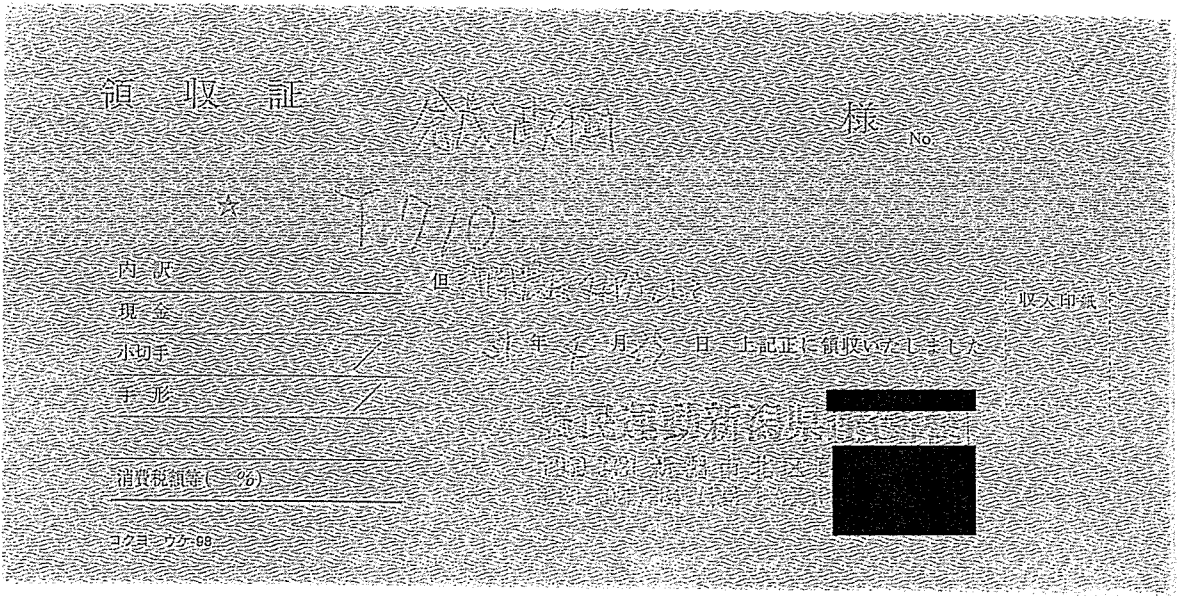
様

農民運動新潟県連合会
 〒950-3321新潟市東区 46
 TEL025-384-713 7144

合計金額		¥710				
月	日	品名	数量	単価	金額	摘要
4	20	新聞「農民」4月分	1	710	710	
		合計			710	

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	//	
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費			
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日			
支出年月日	平成31年4月25日			
支 出 金 額	710 円			
支 出 先	農民運動新潟県連合会			
使 途 内 容	新聞「農民」4月分購読料			
備 考	倉茂政樹議員 1紙目「新潟日報」			
領収書貼付欄	(資料購入費)			



※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

平成31年4月20日

倉茂 政樹 様

農民運動新潟県連合会
〒950-3321新潟県新潟市東区 46
TEL025-384-713 7144

合計金額		¥710				
月	日	品名	数量	単価	金額	摘要
4	20	新聞「農民」4月分	1	710	710	
		合計			710	

区 報 寄
秋葉区下與野町9-31

領 収 証 ('19年 04月分)

倉 茂 政 樹 様

(発 行 日) (領 収 番 号) (担 当)

19. 4. 27 00017

品名	数量	金額
新潟日報 統合	1	3,093

ご購入ありがとうございました。
下記の金額領収致しました。

3,093 円

新潟市秋葉区滝谷町3-21 番代22-2015 NIC新

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者	
支出年度	平成31年度	整理番号 (項目別)	12		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月26日				
支出年月日	平成31年4月26日				
支出金額	650 円				
支出先	全国保育団体連合会				
使 途 内 容	月刊「保育情報」2019年4月号購読料				
備 考	会派控室用				

領収書貼付欄

(資料購入費)

ご利用明細票

お取扱日	店 番	取 扱 番 号
31-04-26	12195	A93190001
取 扱 店 ニイカ・タカ・ツコウチョウ		
払込口座		
払込金額	*7,800	料金 *0

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;"> <p>振替受付票</p> <p>払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。</p> <p>料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)</p> </div>	<p>月刊「保育情報」</p> <p>金額 ¥ 7,800</p> <p>新潟県新潟市立保育連合会 〒952-1新潟市議会 日本共産党新潟市議会議員団 控</p>
--	---

入金額	*10,000
おつり	*2,200

はじめての投資信託を
ゆうちょが応援します！

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

各 位

『保育情報』購読継続のおねがい

日頃より、『保育情報』をご購読いただきありがとうございます。

さて、あなた様の『保育情報』誌代についてですが、2019年03月号 をもちまして購読の期限が切れますのでお知らせいたします。ぜひ、引き続いてのご購読をお願いいたします。誌代は前納でお願いしておりますので下記のとおり請求させていただきます。ご継続の場合は、同封の郵便振替用紙で誌代をお送りいただきたく、お願いいたします。なお銀行からの振込の場合、振込手数料はお客様負担となりますので、ご注意ください。

※お忙しいところ申し訳ありませんが、事務処理の都合上、請求書がお手元に届いてから1ヶ月以内をお願いいたします。(尚、お納めになった誌代は返却できません。)

なお、まちがい・行き違い等がございましたらお許しください。その際お手数ですが、ご一報いただければ幸いです。本誌の年間購読はお申出がないかぎり、自動継続とさせていただきます。購読を中止される場合は、ご面倒でもその旨をお知らせいただきますようお願いいたします。

※ご転居・送付部数の変更等につきましても、発送作業の都合上 毎月20日までにご連絡頂ければ幸いです。

待機児童の問題や幼児教育・保育「無償化」の動向など、保育をめぐる情勢は今後も目を離せない状況がつづきます。今後もよりよい保育の実現をめざして、有効な情報をお伝えするために努力してまいります。引き続いてのご購読をお願い申し上げます。

請 求 書

2019年03月05日

日本共産党新潟市議会議員団 御中

全国保育団体連絡会

代表 上野さとし

〒162-0837

東京都新宿区納戸町26-3

TEL:03-6265-3171

下記のとおりご請求申し上げます

合 計 金 額		7,800円	
号 数	数 量	単 価	金 額
月刊『保育情報』 2019年4月号～2020年3月号	1冊 ×12回	650円	7,800円

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者	
支出年度	平成31年度	整理番号 (項目別)	13		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	平成31年4月26日				
支出金額	488 円				
支出先	(公社)国民健康保険中央会				
使途内容	「国保新聞」月3回発行2019年4月分購読料				
備 考	会派控室用 (5,100円+432円)×3/34=488円				

領収書貼付欄

(資料購入費)

第四銀行 **だいしきゃつサービス**

お取引明細票

お取扱日	31-04-26	取扱店	281	号機/NB	26/N	口座店	口座番号	通番	38	お取引内容	振込
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	振込手数料
1	1	1								¥5,100	¥432
* 案内 * お振込明細 *										080038	
お振込先										09:27	
ご依頼人										印紙税申告納付につき新潟税務署へ送附	
シブ)コクミンケンゴホケンチユウカクイ 様											
ニホンキョウサントウエイカ"タシキ"カイキ"インタ"ン 様											
TEL025-226-3450											
おつり										¥468	

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。
 ■印紙税納付の必要がない場合は、

●ご利用のお客様へ
 ○ご利用の日および期間により当行所定の手数料(含消費税)を手数料欄記載のとおり
 ※印で消してあります。

◎お支払いにたいしてあります。
 *印で消してあります。裏面のご案内をあわせてご覧ください。

○ただしキャッシュサービスの場合は、ご利用日の次月日に取引口座からお支払いいたします。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

〒 951-8550
 新潟県新潟市学校町通 1 - 6 0 2 - 1
 新潟市議会内
 共産党市会議員団 殿

NO. 011154

年 月 日

公益社団法人 国民健康保険中央会
 理事長 藤本勝瑞

〒100-0014
 東京都千代田区西船場 3-5-5
 全国町村会館内

下記のとおりご請求申し上げます。

TEL 03-3581-6821 (代表)
 FAX 03-3581-6820

合計金額 5,100 円 (税込)

(単位: 円)

名 称	数 量	単 価	金 額
国保新聞年間購読料 2019年度 (4/1~2020年3/20号)	1	5,100	5,100
合 計			5,100

※商品到着後 2ヶ月以内にお振込みをお願い致します。
 ※振込手数料を請求金額より差し引きしないでご入金をお願い致します。

振込先: [REDACTED]
 受取人: (社) 国民健康保険中央会

(150005)

2019年4月

「国保新聞」ご購読者各位

公益社団法人 国民健康保険中央会
「国保新聞」

2019年度「国保新聞」購読料の請求書送付について

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご購読いただいております「国保新聞」の2019年度分の見積書・納品書・請求書を同封いたしますので、ご査収の上、お振り込みくださいますようお願い申し上げます。


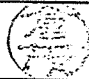

- ご購読料につきましては、本会会計の都合上、毎年4月～翌年3月までの年度単位でのご請求となり年極5,100円（一部150円、年間34回発行）となります。
- ご購読料は2ヶ月以内にお振り込みをお願いいたします。
- ご購読料をお振り込みの際には、請求書番号（右上に記載の6桁のコード）を依頼人名の前に必ず入力していただきますようお願いいたします。
- 振込手数料を請求金額より差し引きしないでご入金をお願いいたします。
- 特にご連絡がない場合は、年度末に自動更新となり、新年度分のご請求書等を送付いたします。
- ご購読中止やご住所の変更等につきましては、大変お手数ですが、本会ホームページ（「刊行物のご案内」）に掲載の様式に必要事項をご記入のうえ、FAXかE-mailにてご一報いただけましたら幸いです。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具




担当：国民健康保険中央会 広報部 TEL：03-3581-6821（代）FAX：03-3581-6820 E-mail：kouhou@kokuho.or.jp

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	平成31年度	整理番号 (項目別)	14		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	平成31年4月26日				
支出金額	300 円				
支出先	秋葉区生活と健康を守る会				
使 途 内 容	週刊「守る新聞」4月購読料				
備 考	倉茂政樹議員 第1紙目「新潟日報」				
領収書貼付欄					(資料購入費)
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: left;"> <p>領 収 証</p> <p>日本共産党 新潟市議員団倉茂様</p> <p>★ 500-</p> <p>但 生活と健康を守る新聞代</p> <p>19年 4 月 26 日 上記正に領収いたしました</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>No. _____</p> <p>秋葉区生活と健康を守る会</p> <p></p> </div> </div>					
内 訳 税抜金額 _____ 消費税額等(%) _____ コクヨ ウケ-77					


※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	15		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	平成31年4月26日				
支 出 金 額	400 円				
支 出 先	新日本婦人の会				
使 途 内 容	週刊「新婦人しんぶん」4月購読料				
備 考	倉茂政樹議員 第1紙目「新潟日報」				
領収書貼付欄				(資料購入費)	
No.	<h2 style="margin: 0;">領 収 書</h2> <p style="margin: 0;"> <input type="checkbox"/> 会費(しんぶん代含む) <input checked="" type="checkbox"/> 新婦人しんぶん購読料 </p> <p style="margin: 0; font-size: 1.2em;">日本共産党新潟市議会議員団倉茂 様</p> <p style="margin: 0; font-size: 1.2em;">金 400 円 4月分(〒 円)</p> <p style="margin: 0; font-size: 1.2em;">19年 4月 26 日</p> <p style="margin: 0; font-size: 0.8em;">上記の金額たしかにいただきました。ありがとうございました。</p> <p style="margin: 0;">新日本婦人の会 (XXXXXXXXXX)</p>				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理責任者	
支出年度	平成31年度	整理番号 (項目別)	16		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	平成31年4月26日				
支出金額	500 円				
支出先	新津民主商工会				
使途内容	週刊「商工新聞」4月購読料				
備考	倉茂政樹議員 第1紙目「新潟日報」				

領収書貼付欄 (資料購入費)

領 収 証

倉 茂 政 樹 様

2019年 4月 26日

¥

500

内 訳	
現金	9
小切手	
残 金	

但し 尚之新聞代 2019.4月分とし
上記の金額正に領収いたしました。

収 入
印 紙

〒959-0826 新潟市秋葉区岡田94

新津民主商工会

TEL 0250-23-1353
FAX 0250-23-5544

係

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任者 			
支出年度	平成31年度	整理番号 (項目別)	17				
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費						
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日						
支出年月日	令和元年5月7日						
支出金額	3,093 円						
支出先	NIC山二ツ						
使途内容	「毎日新聞」4月購読料						
備 考	飯塚孝子議員第1紙目「新潟日報」						
領収書貼付欄			(資料購入費)				
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; background-color: #cccccc; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-left: 10px;">領 収 証 (年 月分)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="width: 100px; height: 20px; background-color: black; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-left: 10px;">31 04</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="width: 100px; height: 20px; background-color: black; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-left: 10px; font-size: 1.2em;">飯塚 孝子 様</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="width: 100px; height: 20px; background-color: black; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-left: 10px; font-size: 0.8em;">(発行日) (領収番号) (スタッフ)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="width: 100px; height: 20px; background-color: black; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-left: 10px; font-size: 1.2em;">R.7.5.7</div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">毎日新聞</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">1</td> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: right;">3,093</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="width: 100px; height: 20px; background-color: black; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-left: 10px; font-size: 0.8em;">ご愛読ありがとうございました。 下記欄に代領収致しました。</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="width: 100px; height: 20px; background-color: black; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-left: 10px; font-size: 1.5em;">3,093</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="width: 100px; height: 20px; background-color: black; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-left: 10px; font-size: 0.8em;">NIC山二ツ 新潟市</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="width: 100px; height: 20px; background-color: black; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-left: 10px; font-size: 0.8em;">フリーダイヤル 0120-374629 新潟市江南区島田大月3-1-39 TEL 385-9600 FAX 385-9601</div> </div>					毎日新聞	1	3,093
毎日新聞	1	3,093					

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支出伝票



会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者	 	経理 責任者
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	18	
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費			
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日			
支出年月日	令和元年5月7日			
支 出 金 額	3,980 円			
支 出 先	NIC有明			
使 途 内 容	新潟日報4月分購読料			
備 考	会派控室用			
領収書貼付欄			(資料購入費)	
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 学校町通1番町602-1 市役所 5F 日本共産党新潟市議会議員団 様 </div> <div style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 座振替領収書 (31年4月分) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> (発行日) R.1.6.7 (領収番号) 2289 (担当) </div> <div style="text-align: center;"> 新潟日報 Otonari 3,980 </div> <div style="text-align: center;"> 新潟日報 3,980 内、消費税 29円 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> Nippo Information Center 新潟市中央区有明大橋町3-25 ☎ 266-5474 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 新潟日報社 NIC 有明 </div>				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。

支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	平成31年度	支出項目	事務所費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	H31.4.8	パソコン(8台)、複合機、ハードディスク 4月分リース代	23,436	会派控室用 パソコンは議員1人分、事務補助員1人分
2	R元.5.20	PCネットワーク環境サポート、チャージ料4月分	12,534	振込手数料108円含む
3	R元.5.30	FAX料金等4月分	3,087	会派控室用
		小 計	39,057	
		合 計	39,057	

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	/		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	平成31年4月8日				
支 出 金 額	23,436 円				
支 出 先	日立キャピタル株式会社				
使 途 内 容	パソコン(8台)、複合機、ハードディスク、4月分リース代				
備 考	会派控室用 パソコンは議員7人分、政務活動補助員1人分 46,872 円 × 1/2 = 23,436 円				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

日	付	摘要(お客様メモ)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引	残高 (円)	記号
175	31-04-08	9767E列	46,872				

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。



日本共産党 新潟市議会 様
代表 渡辺 有子

日本共産党新潟県支部代表者謝辞

謝

お支払方法
全振込内容
口座番号
口座名義
旧日本共産党新潟県支部代表者謝辞

契約番号	0123	契約金額	188,000円
		消費税額	14,640円
		お支払総額	197,640円
納入先	VK20E/AN-K	内前払	円
契約期間	平成27年5月19日より 60ヶ月間	引上り料	(最終月より) 円
		内前金	円

お支払方法	
全振込内容	
口座番号	
口座名義	旧日本共産党新潟県支部代表者謝辞

旧日本共産党新潟県支部代表者謝辞
〒950-0067 新潟県新潟市東区
025-241-2900
RDT025-241-2900

回数	対象月	お支払日	お支払金額	内前払	お支払後残高 (消費税を含む)	摘要
	年月	年月日				

--	--	--	--	--	--	--

回数	対象月	お支払日	お支払金額	内前払	お支払後残高 (消費税を含む)	摘要
	年月	年月日				

--	--	--	--	--	--	--

13	31	74	31	74	27	3294	7471	39528
----	----	----	----	----	----	------	------	-------

--	--	--	--	--	--	--

お支払合計金額 197640 14640

旧日本共産党新潟県支部代表者謝辞の振込先は、お支払後残高(消費税を含む)が0円になるまで、お支払を継続していただきます。

支払明細表

日本共産党新潟市議会議員選挙事務所

〒951-8501 新潟市中央区西堀町1-1-1

契約番号	リース	ご契約金額	444,000 円
物件名	VK-25L/X-M	消費税額	35,520 円
ご契約期間	平成27年6月11日より 60ヶ月間	お支払総額	479,520 円
		内、前払	円
		リース料	(最終月より...ヶ月分)
		内、現金	円

お支払方法	
金融機関名	
口座名	
口座番号	
口座種別	
口座名義	日本共産党新潟市議会議員選挙事務所
口座種別	普通預金

目録印刷株式会社
〒951-8501 新潟市中央区西堀町1-1-1
TEL: 025-241-2900

回数	お支払月	お支払日	お支払金額	内消費税	お支払総額
	年	月	円	円	円
[Redacted Payment Details]					

回数	お支払月	お支払日	お支払金額	内消費税	お支払総額
	年	月	円	円	円
47	31	31	7992	592	103896
[Redacted Payment Details]					

お支払一覧表

平成28年10月20日

日本共済新築住宅ローン株式会社 印刷
お支払の金額に付いたお金の引当金の状況を、お支払の回数ごとに印刷いたします。

ご契約番号	リース	ご契約金額	765,000 円
物件名	e-STUDIO 3505A	消費税額	61,200 円
ご契約期間	平成28年10月1日より 60ヶ月間	お支払総額	826,200 円
		内、前払	円
		リース料	(毎月より 円/月分)
		償還金	円

お支払方法	
お支払口座	
お支払先	日本共済新築住宅ローン株式会社
	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

目録提供株式会社
〒100-0001
TEL 026-241-2900

回数	対象月	お支払日	お支払金額	内、前払	お支払総額	摘要
	年/月	年/月/日			(前払を含む)	
[Redacted]						

回数	対象月	お支払日	お支払金額	内、前払	お支払総額	摘要
	年/月	年/月/日			(前払を含む)	
31	31年4月	31年4月7日	13,700	1,020	39830	
[Redacted]						

お支払金額合計 826,200 円 前払金額合計 61,200 円
日本共済新築住宅ローン株式会社 印刷

日本共産党新潟市議員会

このお支払は、お支払の滞りによる延滞料金を含むものとさせていただきます。

ご契約番号	リース	ご契約金額	180,000円
物件名	VersaPro タイプVF	消費税等額	14,400円
ご契約期間	平成30年12月1日より 60ヶ月間	お支払総額	194,400円
		内、前払	円
		リース料	(お支払日より1ヶ月分)
		内、頭金	円

お支払方法	
お支払口座	
お支払金額	日本共産党新潟市議員会代 表 551 銀行

050-0087
025-241-2900

回数	対象月	お支払日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高	摘要
	年	月	円		円	

	5	31	24	31	24	7	
					3240		
					240		
					178200		

回数	対象月	お支払日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高	摘要
	年	月	円		円	

--	--	--	--	--	--	--

お支払合計 194,400円

リース契約書

2015年5月19日

契約番号 [Redacted]

借 借 人(甲) 新潟県中央区学校町通1番町602番地

日本共産党新潟市議会議員村
新潟市学校町通1番町602番地

新潟市議会
TEL (025) 226-3123

代表 穂辺有子 [Redacted]

連 帯 保 証 人

連 帯 保 証 人

借 貸 人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

執行役社長 三浦和哉

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区

東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社

法人事業本部 新潟法人支店

支店長 [Redacted]

上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲、乙および連帯保証人が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

項目	契約条項	契 約 事 項	
		物 件 名 仕 様 型 式	数 量
(1)	第1条	NEC 製 VK20E/AN-K MS 製 Office Personal 2013 PC-VK20EANDK	1式 1式
(2)	第1条	売 主	CEC新潟情報サービス株式会社
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町60-2-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2015年5月14日)
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 360 ヶ月間
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0 ヶ月分) (ただし前払リース料には、消費税等を含むものとします。)
(6)	第5条	リース料	3,050円
		消費税等	244円
		代理受領金額	
		合計金額	3,294円
		初回金	3,294円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)
(7)	第5条	支払方法等	支払日 7日 (毎月) 支払方法 自動振替
(8)	第3条	保守契約先	CEC新潟情報サービス株式会社
(9)	第14条	保険契約	種 類 動産総合保険 被 保 険 者 乙とします。
(10)	第22条	規定損害金	始期の基本額 183,000円 遞減月額 3,050円 (消費税等は別途申し受けます。)
(11)	第24条	再リース料	年 額 3,660円 (消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。)
(12)	特約事項	リース料及び消費税等総額: 197,640円 (内消費税等総額: 14,640円)	

第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとし、甲は、検査の結果、瑕疵のあることが認められたときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとします。
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとします。
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、甲からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、乙は異議がないものとし、この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保持するように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損壊したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

第4条(リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第5条(リース料および支払方法)

甲は、借受日の属する月の末日までに別紙(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができません。

第7条(物件の所有権移転)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
 1. 物件を他の不動産または不動産に付着させること。
 2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に転貸すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
 5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に付着した不動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。
- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

第9条(物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲および連帯保証人は個人であると団体であることを問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自ら及びそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等構成員、ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してしていると認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲および連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 1. 暴力的な要求行為。
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 5. その他前号に準ずる行為。
- ③ 甲、連帯保証人またはそれぞれの役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づき表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとします。
- ④ 前項の乙の権利行使により、甲、連帯保証人または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第11条(通知事項)

- ① 甲または連帯保証人は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
 1. 名称または商号を変更したとき。
 2. 住所を移転したとき。
 3. 代表者を変更したとき。
 4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
 5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲および連帯保証人は乙から要求があった場合、営業報告書ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。
- ④ 甲等は、前条に違反し、またはおそれのあることが判明した場合には乙にただちに通知するものとし、乙が行う調査に協力するものとします。

第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第13条(相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が指定するものとし、地震による損害、日本国外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。
- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。
- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
 1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
 2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙

に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条 (物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条 (物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときは、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争については、乙は一切の責任を負いません。

第17条 (物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までの盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にも属さない事由により生じた物件の滅失・毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第18条 (権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条 (期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
 1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
 2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
 3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
 4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、滞納処分若しくは保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
 6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めるとき。
 7. 連帯保証人が第3号から第5号までのいずれかに該当した場合において、乙が相当と認める連帯保証人を追加しなかったとき。
- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条 (契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条 (契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第22条 (規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の通減月額を1ヵ月ごとに通減する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出

終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条 (遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条 (再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条 (物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んじりません。
- ④ リース期間の満了以外的事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分にあつた一切の費用を差し引いた金額を甲に返還します。なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条 (連帯保証人)

- ① 連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する債務を連帯保証し、またこの契約の各条項は連帯保証人にも準用することを承諾します。
- ② 連帯保証人は、代位により取得する権利を乙の甲に対する債権が残存する限り行使せず、その権利または順位を無償で乙へ譲渡し、乙が他の担保・保証を変更・解除しても免責を主張しないものとします。

第27条 (再振替費用及び集金費用等)

- ① 甲は、支払債務の履行方法を金融機関の預金口座による自動振替に定めた場合、当該債務の履行を遅延したために乙が金融機関へ再度口座振替(以下「再振替」という)を依頼したときは振替手数料一回につき500円(消費税等別途)を、また当該再振替による支払いができないとき等、振込手続のための督促を受けた場合、乙の督促手続回数一回につき500円(消費税等別途)を、それぞれ別に乙へ支払います。
- ② 乙は、甲が前項の再振替による支払いを連続3回以上行わないときは、残債務を合せて支払方法を自動振替から振込に変更できるものとします。この場合、甲は振込手続回数一回につき500円(消費税等別途)を乙へ支払います。
- ③ 甲は、支払債務の履行遅延等甲の責に帰す理由で、乙から支払債務の集金のための訪問を受けた場合、訪問回数一回につき2,000円(消費税等別途)を別に支払います。
- ④ 甲が乙に支払う費用等について新たに公租公課が課された場合、または、公租公課(消費税等を含む)が変更された場合は、甲は、当該公租公課額または当該増額分を負担します。

第28条 (弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が相当と認める順序および方法により充当することができます。甲はその充当に対して異議を述べません。

第29条 (公正証書)

甲および連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第30条 (合意管轄)

甲、乙および連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第31条 (輸出等の指図)

- ① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。
 1. 輸出するとき。
 2. 海外に持ち出すとき。
 3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米商輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第32条 (特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

一 契 約 書

2015年6月11日

契約番号 [Redacted]

借 入 人 (甲) 日本共産党新潟市議会議員 [Redacted]
新潟市中央区学校町通1番町602番地
新潟市議会西
TEL (025) 226-3130

代表 渡辺有 [Redacted]

連 帯 保 証 人

連 帯 保 証 人

借 入 人 (乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

執行役社長 三 浦 和 哉

(左記代理人) 新潟市中央区
新潟県新潟市中央区
東大通1-3-8
日立キャピタル株式会社
法人事業本部 新潟法人支店
支店長 [Redacted]

上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲、乙および連帯保証人が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

項目	契約条項	契 約 事 項		
		物 件 名 仕 様 ・ 型 式	数 量	
(1)	第1条	NEC 製 VK-25L/X-M PC-VK25LXZDM / MS 製 Office Personal 2013	2式 2式	
(2)	第1条	売 主	GEC新潟情報サービス株式会社	
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2015年6月4日)	
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月	
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0ヶ月分) (ただし前払リース料には、消費税等を含むものとします。)	
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	リース料	7,400円
			消費税等	592円
			代理受領額	
			合計額	7,992円
		初回金	7,992円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)	
(7)	第5条	支払方法等	支払月日 (毎月) 支払方法 (自動振替)	
(8)	第3条	保守契約先	GEC新潟情報サービス株式会社	
(9)	第14条	保 険 契 約	種 類 不動産総合保険 被 保 険 者 乙とします。	
(10)	第22条	規定損害金	始期の基本額 444,000円 (消費税等は別途申し受けます。) 通減月額 7,400円	
(11)	第24条	再リース料	年 額 8,880円 (消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。)	
(12)	特約事項	リース料及び消費税等総額 479,520円 (内消費税等総額 35,520円)		

A.

第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとします。
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとします。
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとします。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って、使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守・点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

第4条(リース期間)

- ① リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第5条(リース料および支払方法)

- ① 甲は、借受日の属する月の末日までに別紙(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

第7条(物件の所有権移譲)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
 1. 物件を他の動産または不動産に付着させること。
 2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に転貸すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
- ③ この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ④ 物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ⑤ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。
- ⑥ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止を求めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

第9条(物件の点検等)

- ① 乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲および連帯保証人は個人であると団体であることを問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自ら及びそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用して認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲および連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 1. 暴力的な要求行為。
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 5. その他前各号に準ずる行為。
- ③ 甲、連帯保証人またはそれぞれの役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとします。
- ④ 前項の乙の権利行使により、甲、連帯保証人または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負いません。

第11条(通知事項)

- ① 甲または連帯保証人は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
 1. 名称または商号を変更したとき。
 2. 住所を移転したとき。
 3. 代表者を変更したとき。
 4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
 5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が送達しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲および連帯保証人は乙から要求があった場合、営業報告書ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。
- ④ 甲等は、前条に違反し、またはおそれのあることが判明した場合には乙にただちに通知するものとし、乙が行う調査に協力するものとします。

第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第13条(相殺禁止)

- ① 甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。
- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。
- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
 1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
 2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙

に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条 (物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条 (物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときは、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他の知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条 (物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までには、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもまらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に拘束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の拘束手形を返還します。

第18条 (権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条 (期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
 1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
 2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
 3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
 4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、滞納処分若しくは保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
 6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。
 7. 連帯保証人が第3号から第5号までのいずれかに該当した場合において、乙が相当と認める連帯保証人を追加しなかったとき。
- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条 (契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条 (契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に拘束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の拘束手形を返還します。

第22条 (規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の減額月額を1ヵ月ごとに減額する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出

終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条 (遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条 (再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了年に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条 (物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認められたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピューターデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条 (連帯保証人)

- ① 連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する債務を連帯保証します。なお、この契約の各条項は連帯保証人にも準用することを承諾します。
- ② 連帯保証人は、代位により取得する権利を乙の甲に対する債権が残存するかぎり行使せず、その権利または順位を無償で乙へ譲渡し、乙が他の担保・保証を変更・解除しても免責を主張しないものとします。

第27条 (再振替費用及び集金費用等)

- ① 甲は、支払債務の履行方法を金融機関の預金口座による自動振替に定めた場合、当該債務の履行を遅延したために乙が金融機関へ再度口座振替(以下「再振替」という)を依頼したときは振替回数一回につき500円(消費税等別途)を、また当該再振替による支払いができないとき等、振込手続のための督促を受けた場合、乙の督促手続回数一回につき500円(消費税等別途)を、それぞれ別に乙へ支払います。
- ② 乙は、甲が前項の再振替による支払いを連続3回以上行わないときは、残債務を含めて支払方法を自動振替から振込に変更できるものとします。この場合、甲は振込回数一回につき500円(消費税等別途)を乙へ支払います。
- ③ 甲は、支払債務の履行遅延等甲の責に帰す理由で、乙から支払債務の集金のための訪問を受けた場合、訪問回数一回につき2,000円(消費税等別途)を別に支払います。
- ④ 甲が乙に支払う費用等について新たに公租公課が課された場合、または、公租公課(消費税等を含む)が変更された場合は、甲は、当該公租公課額または当該増額分を負担します。

第28条 (弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が相当と認める順序および方法により充当することができます。甲はその充当に対して異議を述べません。

第29条 (公正証書)

甲および連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担で、この契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第30条 (合意管轄)

甲乙および連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第31条 (輸出等の指図)

- ① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。
 1. 輸出するとき。
 2. 海外に持ち出すとき。
 3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。

② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米回輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第32条 (特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

リース契約書

2016年4月1日

契約番号 [REDACTED]

賃借人(甲) 日本共産党新潟市議会議員団
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市議会内
TEL (025) 226-3450

代表 渡辺有子 [REDACTED]

賃貸人(乙)
東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタル株式会社
執行役社長 三浦和哉

(左記代理人)
新潟県新潟市中央区
東大通1-3-8
日立キャピタル株式会社
法人事業本部 新潟法人支店
支店長 [REDACTED]

上記の者は、つぎのとおり契約します。
この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

項目	契約条項	契 約 事 項		
(1)	第1条	物件名・仕様・型式	数 量	
		NEC 製 VK25L/X-N Win7	PC-VK25LXZDN 2式	
		NEC 製 VK25L/X-N Win10	PC-VK25LXZGN 1式	
		MS 製 Office Personal 2013	3式	
(2)	第1条	売 主	C.E.C新潟情報サービス株式会社	
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 （2016年4月1日）	
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 6.0 ヶ月	
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0 ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)	
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	リース料	11,000円
			消費税等	880円
		代 理 受 領		
		合 計 額	11,880円	
		初 回 金	11,880円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)	
(7)	第5条	支払方法等	支払日 7日 (毎月) 支払方法 自動振替	
(8)	第3条	保守契約先	C.E.C新潟情報サービス株式会社	
(9)	第14条	保 険 契 約	種 類 動産総合保険 被 保 険 者 乙とします。	
(10)	第22条	規定損害金	始期の基本額 660,000円 (消費税等は別途申し受けます。) 逦減月額 11,000円	
(11)	第24条	再リース料	年 額 13,200円 (消費税等・代理受領金額は 別途申し受けます。)	
(12)	特 約 事 項	リース料及び消費税等総額 712,800円 (内消費税等総額 52,800円)		

B

105
2015/10改Ⓞ (法事管) F100220

外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。

② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。

③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。

1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。

2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。

② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。

③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を早に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。

④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。

⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

① 物件自体または物件の設置・保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。

② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。

③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失・毀損)

① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。

② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第18条(権利の移転等)

① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。

② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。

③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条(期限の利益の喪失)

① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。

1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。

4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、滞税の滞納処分若しくは税金差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。

5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。

6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。

② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第22条(規定損害金)

① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の減滅月額を1ヵ月ごとに減滅する金額とします。

② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条(遅延損害金)

① 甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条(再リース)

① 甲がリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。

② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条(物件の返還・清算)

① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえ、乙の指定する場所に返還します。

② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。

③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。

④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができます。甲はその充当に対して異議を述べません。

第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第29条(輸出等の措置)

① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとし、

1. 輸出するとき。
2. 海外に持ち出すとき。
3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。

② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとし、乙は、甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の使用に従って使用します。
- ③ 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ④ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の使用に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

第4条(リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第5条(リース料および支払方法)

甲は、借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担となります。

第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとし、
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

第7条(物件の所有権標識)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
1. 物件を他の動産または不動産に附着させること。
 2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に転貸すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
 5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に附着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に附着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附着しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの検査または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

第9条(物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲は個人であるかと団体であると問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してしていると認められる関係を有すること。
4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、関与していると認められる関係を有すること。
5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

- ② 甲は、自らまたは自らの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

1. 暴力的な要求行為。
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
4. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
5. その他前各号に準ずる行為。

- ③ 甲または甲の役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとし、

- ④ 前項の乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第11条(通知事項)

- ① 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
1. 名称または商号を変更したとき。
 2. 住所を移転したとき。
 3. 代表者を変更したとき。
 4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
 5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着したまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲は、乙から要求があった場合、営業報告書ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。
- ④ 甲等は、前条に違反し、またはおそれのあることが判明した場合には乙にただちに通知するものとし、乙が行う調査に協力するものとします。

第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課せられ、または課せられることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第13条(相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国

リース契約書

2016年10月 / 日

契約番号



賃借人(甲)

日本共産党新潟市議会議員団
新潟市中央区学校町通1番町602番地
新潟市議会内
TEL(025)226-3456

代表 渡辺 有子



貸借人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタル株式会社

執行役社長 川部 誠治

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区
東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社
法人事業本部 新潟法人支店
支店長



上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

項目	契約条項	契 約 事 項		
(1)	第1条	物件名 仕様 型式 東芝製 e-STUDIO 3505AC FC-3505AC-JPD 数 量 1式		
(2)	第1条	売主	C.E.C新潟情報サービス株式会社	
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2016年10月1日)	
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月	
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)	
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	月別 リース料 消費税等	12,750円 11,020円
			代理 受領 額	
			合計 額	13,770円
			初回 金	13,770円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)
(7)	第5条	支払方法等	支払日 (毎月7日) (毎月) 支払方法 自動振替	
(8)	第3条	保守契約先	C.E.C新潟情報サービス株式会社	
(9)	第14条	保険契約	種類 動産総合保険 被保険者 となります	
(10)	第22条	規定損害金	始期の基本額 765,000円 (消費税等は別途申し受けます。) 通減月額 12,750円	
(11)	第24条	再リース料	年 額 15,300円 (消費税等・代理受領金額は、別途申し受けます。)	
(12)	特約事項	リース料及び消費税等総額 826,200円 (内消費税等総額 61,200円)		

B

外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。

② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、保険会社受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。

③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。

1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。

2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。

② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。

③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。

④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る譲渡料の存在を担保しません。

⑤ 甲は、第3項に基づいて売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

① 物件自体または物件の設置・保管若しくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。

② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。

③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失・毀損)

① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。

② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約定手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約定手形を返還します。

第18条(権利の移転等)

① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。

② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。

③ 乙は、この契約による権利を失ひ、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、乙が、弁済を得るに必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従って乙に支払います。

第19条(期限の利益の喪失)

① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料金額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。

1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。

2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。

3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。

4. 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、籍税の滞納処分若しくは保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。

5. 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。

6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。

② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約定手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約定手形を返還します。

第22条(規定損害金)

① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の逓減月額を1ヵ月ごとに逓減する金額とします。

② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条(再リース)

① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択出来るものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。

② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条(物件の返還・清算)

① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。

② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。

③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。

④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に必要な一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。

なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務金額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができ、甲はその充当に対して異議を述べません。

第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾事項を付した公正証書とします。

第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第29条(輸出等の措置)

① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。

1. 輸出するとき。

2. 海外に持ち出すとき。

3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。

② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

契 約 書

2017年4月3日

契約番号 [Redacted]

賃借人(甲)

日本共産党新潟市議会議員 [Redacted]
新潟市中央区学校町通1番町602番地
新潟市議会 [Redacted]
TEL(025)226-3450

伊表 渡辺 有子 [Redacted]

賃借人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

執行役社長 川 部 誠 治 [Redacted]

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区
東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社

法人事業本部 新潟法人支店

支店長 [Redacted]

上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印の上、本書各1通を保有します。



別 表

項目	契約条項	契 約 事 項			
		物 件 名 仕 様 型 式	数 量		
(1)	第1条	NEC 製 VK23L/X-IT Win10Pro (64ビット) PC-VK23LXZGT Office Personal 2016 アイオーデータ 製 4ドライブスタンダードビジネスNAS 4TB HDL4-X4	1式 1式 1式		
(2)	第1条	売 主	CEC新潟情報サービス株式会社		
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2017年4月3日)		
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月		
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)		
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	月	リース料 消費税等	6,200円 496円
			額	代 理 受 領	
				合 計 額	6,696円
				初 回 金	6,696円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)
(7)	第5条	支払方法等	支払日 7日 (毎月) 支払方法 自動振替		
(8)	第3条	保守契約先	CEC新潟情報サービス株式会社		
(9)	第14条	保 険 契 約	種 類 動産総合保険 被 保 険 者 乙とします		
(10)	第22条	規 定 損 害 金	始期の基本額 372,000円 (消費税等は別途申し受けます。) 逓減月額 6,200円		
(11)	第24条	再リース料	年 額 7,440円 (消費税等・代理受領金額は 別途申し受けます。)		
(12)	特 約 事 項	リース料及び消費税等総額 401,760円 (内消費税等総額 29,760円) 第5条 (リース料および支払方法) の定めについて、「借受日の属する月の末日までに別表(6)) 記載の初回金を現金で支払い、」を「別表(6) 記載の初回金を、借受日の属する月の末日ま でに振込で支払い、または借受日の属する月の翌月7日の第2回リース料支払日と同日に支払い 、」に修正します。			

B

第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しのときまで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとし、
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとし、
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとし、この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

第4条(リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第5条(リース料および支払方法)

甲は、借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとし、
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

第7条(物件の所有権標識)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
 1. 物件を他の動産または不動産に附着させること。
 2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に転貸すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
 5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に附着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に附着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修補または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

第9条(物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲は個人であると団体であるを問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する)に該当しないこと、およびつぎの各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用して認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、関与していると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲は、自らまたは自らの役員もしくは第三者を利用してつぎの各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 1. 暴力的な要求行為。
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 4. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 5. その他前各号に準ずる行為。
- ③ 甲または甲の役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとし、
- ④ 前項乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第11条(通知事項)

- ① 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
 1. 名称または商号を変更したとき。
 2. 住所を移転したとき。
 3. 代表者を変更したとき。
 4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
 5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲は、乙から要求があった場合、事業報告ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。

第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第13条(相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。
- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙

に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。

- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
 2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとし、また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとし、
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとし、ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管もしくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払がなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、もしくは回復するため、または第三者より異議もしくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件撤出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
 1. リース料の支払を1回でも怠ったとき。
 2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
 3. 小切手もしくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払を停止したとき。
 4. 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立て、諸税の滞納処分もしくは保金差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生もしくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 5. 事業を廃止もしくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
 6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。
- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の進減月額を1ヵ月ごとに進減する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとし、

第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択できるものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとし、
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了ごとに同様とします。
- ③ 前2項にかかわらず、乙が再リースしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外的事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分に要した一切の費用を差し引いた金額を甲に返還します。なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができ、甲はその充当に対して異議を述べません。

第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾事項を付した公正証書とします。

第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第29条(輸出等の措置)

- ① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとし、
 1. 輸出するとき。
 2. 海外に持ち出すとき。
 3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米回輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとし、

第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

リース契約書

2018年12月1日

契約番号

賃借人(甲) 日本共産党新潟市議会議員団
新潟市中央区学校町通1番町602番地
新潟市議会
TEL(025)226-3456

代表 渡辺有子

賃貸人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタル株式会社
執行役社長 川部 誠治

(左記代理人)
新潟県新潟市中央区
東大通1-3-8
日立キャピタル株式会社
法人事業本部 新潟法人支店
支店長

上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印のうえ、本書各1通を保有します。



別 表

項目	契約 条項	契 約 事 項			
		物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式		数 量	
(1)	第1条	NEC 製 VersaPro タイプVF		1式	
(2)	第1条	売 主	シーイーシー新潟情報サービス株式会社		
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2018年11月30日)		
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月		
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)		
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	月	リース料 消費税等	3,000円 240円
			額	代 理 受 領	
			合 計 額		3,240円
			初 回 金		3,240円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)
(7)	第5条	支払方法等	支払日 7日 (毎月) 支払方法 自動振替		
(8)	第3条	保守契約先	シーイーシー新潟情報サービス株式会社		
(9)	第14条	保険契約	種 類 動産総合保険 被 保 険 者 乙とします。		
(10)	第22条	規定損害金	始期の基本額 180,000円 (消費税等は別途申し受けます。) 遁減月額 3,000円		
(11)	第24条	再リース料	年 額 3,600円 (消費税等・代理受領金額は 別途申し受けます。)		
(12)	特 約 事 項	リース料及び消費税等総額 194,400円 (内消費税等総額 14,400円)			

B

第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しのときまで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとし、
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとし、
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとし、この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

第4条(リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第5条(リース料および支払方法)

甲は、借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとし、
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

第7条(物件の所有権標識)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
 1. 物件を他の動産または不動産に附着させること。
 2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に転貸すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
 5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に附着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に附着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

第9条(物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲は個人であると団体であることを問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する)に該当しないこと、およびつぎの各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用して認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど関与していると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲は、自らまたは自らの役員もしくは第三者を利用してつぎの各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 1. 暴力的な要求行為。
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 5. その他前各号に準ずる行為。
- ③ 甲または甲の役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとし、
- ④ 前項乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第11条(通知事項)

- ① 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
 1. 名称または商号を変更したとき。
 2. 住所を移転したとき。
 3. 代表者を変更したとき。
 4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
 5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲は、乙から要求があった場合、事業報告ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。

第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第13条(相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。
- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙

に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。

- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
 2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管もしくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払がなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、もしくは回復するため、または第三者より異議もしくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
 1. リース料の支払を1回でも怠ったとき。
 2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
 3. 小切手もしくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払を停止したとき。
 4. 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立て、諸税の滞納処分もしくは保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生もしくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 5. 事業を廃止もしくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
 6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。
- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて別表記載の減額月額を1ヵ月ごとに減算する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択できるものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了ごとに同様とします。
- ③ 前2項にかかわらず、乙が再リースしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分を要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができます。甲はその充当に対して異議を述べません。

第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とするに合意します。

第29条(輸出等の措置)

- ① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。
 1. 輸出するとき。
 2. 海外に持ち出すとき。
 3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米回輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支出年度	平成31年度	整理番号 (項目別)	2		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	令和元年5月20日				
支出金額	12,534 円				
支 出 先	CEC新潟情報サービス株式会社				
使 途 内 容	PCネットワーク環境サポート、チャージ料4月分				
備 考	振込手数料108円含む $25,069 \text{ 円} \times 1/2 = 12,534 \text{ 円}$				

領収書貼付欄

(事務所費)

ホクギン現金自動預入引出機
ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

日 付	店 番	機番・通番
01-05-20	280-37	008990
銀行番号	支店番号	口座番号
お 取 引		お 取 引 金 額
お振込		¥24,961
利息	店 5 手数料	¥108
振替	¥100 おつり	¥31
14-35		残高(=はお借入残高を表わします)
ホクギンからのご案内またはお振込内容		
[Redacted]		
ヲイーンニイカクシヨウホウサービス カ 様 ホンキヨウサントウニイカクシキカイギイ 様 電話番号 025-226-3450		
<small>裏面のご案内もご覧ください。</small>		
 北越銀行 10699		印紙税申告納 付につき長岡 経済産業局

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

2019年 4月 30日 No. 073027

〒951-8126

新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様



〒950-0913 新潟市中央区鏡
TEL 025-243-5101 FAX

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。
下記のとおり御請求申し上げます。

(025-226-8450)

前月御請求額	今月御入金額	繰越額	当月御買上額	消費税額等	当月御支払合計	残高
			23,112	1,849	24,961	24,961

日	付	伝票No.	取引	品名	数量	単価	金額	消費税	他	金額	合計	備考
19	4/20	00544273	売上	4月分 PCネットケーブル*ト	1	15,000	15,000	8112		15,812	15,000	
19	4/25	00546455	売上	ケーブル料金(4月分) 外税控増徴税算上	1	8112	8,112	1,849		9,961	8,112	

システムサポート契約書

日本共産党 新潟市議会議員団（以下甲という。）とCEC新潟情報サービス株式会社（以下乙という。）とは、甲の情報処理システムのシステムサポートに関して、次の通り契約を締結する。

契約要綱

1. 対象システム

PCネットワーク環境サポート

2. 納入及び稼働場所

新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団

3. 契約金額

(1) 基本料金 月額 15,000円

(2) 消費税額 月額 1,200円

4. 本契約の発効日 平成29年4月1日

第1条 (目的)

甲は、本契約に定める条件に従って、第2条に定めるシステムサポート（以下SEサポートという。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条 (SEサポートの範囲)

本契約に基づき乙が甲に提供するSEサポートの範囲は、頭書記載の契約要綱（以下要綱という。）1に定める対象システムに関する次の業務とする。

(1) ネットワーク障害調査

インターネット、メール接続障害対応

(2) 運用サポート

電話相談、障害窓口、調査、報告

(3) ウイルス対策ソフト更新サポート

各PCの定期的なウイルス対策ソフトの更新作業

第3条 (SEサポートの実施)

乙のSEサポートは甲の依頼に応じ、現地作業あるいは遠隔操作にて、これを甲に提供するものとする。ただし、前条各号における訪問回数は別表1の通りとする。

第4条 (対象ハードウェア)

乙のSEサポートは甲の依頼により乙が確認した別表2の対象ハードウェアに限るものとする。

第5条 (作業時間帯)

乙によるSEサポート実施の曜日及び時間帯は、次に定める通りとする。ただし、国民

の祝休日及び乙の定める休日（以下休日と総称する。）を除く。

（１）月曜日～金曜日 午前８時３０分から午後５時３０分まで。

- 2 甲及び乙が重要度、緊急度が大きいと判断した場合は、乙は前項の時間帯外であっても速やかに技術員を派遣しＳＥサポートを実施する。この場合、別表３に定める特別有償料金を甲は乙に別途支払うものとする。

第６条 （消費税）

甲は頭書記載の本件保守に係わる消費税額に相当する金額（以下本件消費税額という。）を乙に支払うものとする。

- 2 本件消費税額は、将来において消費税の税率が変更された場合、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。
- 3 甲は、本件消費税額その他、第５条に定める費用に課税される消費税に相当する額を乙に支払うものとする。

第７条 （対価の支払い）

乙は、発効日より毎月末日に頭書記載の保守料金および本件消費税額を甲に請求するものとし、甲は翌月末日までに現金で請求額を乙に支払うものとする。但し、請求行為を乙が代行会社に委託した場合、甲は代行会社との契約により、その請求額を代行会社に支払うものとする。

- 2 特別有償料金については、作業の都度、乙は甲に請求し、甲は請求月の翌月末日までに現金で乙に支払うものとする。
- 3 本契約が理由の如何を問わず期間満了前に終了した場合であっても、代金等は一切減額されないものとする。

第８条 （代金等の変更）

対象システム及び対象ハードウェアに変更又は追加がなされ、乙が代金等の変更を必要と認める場合には、甲はこれに応じるものとし、当該変更後の金額については、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。この場合、対象ハードウェアの変更及び追加そのものに伴うＳＥ作業費用は本契約に含まれないものとする。

第９条 （責任の制限）

乙は誠意をもってＳＥサポートを実施するものとする。ただし、乙は、ＳＥサポートにより一定の成果が得られることを保証するものでなく、また、対象システムの障害に起因して甲に生じた損害については、一切その責を負わないものとする。

- 2 本契約に基づき乙が甲に対して損害賠償債務を負担する場合、乙の損害賠償の総額は、本契約に基づき乙が甲から受領した金額を上限とする。

第１０条 （秘密保持）

甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上の秘密を、本契約の有効期間中及びその終了後も第三者に漏洩しないものとする。

第11条 (解除)

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、ただちに本契約を解除し、かつ、損害賠償を請求することができるものとする。

- (1) 本契約条項の一に違反したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、又は整理、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、又は自ら整理、和議、会社更生手続きの開始もしくは破産の申し立てをしたとき
- (3) 自ら振出しもしくは引受けた手形又は小切手につき不渡処分を受ける等支払い停止状態に至ったとき
- (4) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき

2 甲は前項各号のいずれかに該当した時は、当然に期限の利益を失い、料金その他の乙に対する一切の責務を直ちに現金にて乙に支払うものとする。

第12条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団である事
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められる事
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められる事
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められる事
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し又は暴力団の運営に資するものである事

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

- (1) 第1項に違反した時
- (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をした時
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これ

を賠償する責を負わないものとする。但し、本契約解除時点で発生している料金その他の乙に対する一切の責務については、直ちに現金にて乙に支払うものとする。

第13条 (有効期限)

本契約の有効期限は、要綱4の本契約の発効日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から何らの意思表示がない場合は、更に1年間これを延長するものとし、以後期間満了毎この例によるものとする。

第14条 (協議)

本契約に定めのない事項及び本契約条項中疑義の生じた事項については、甲乙別途協議の上決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、原本を甲、写しを乙が保有する。

平成29年 4 月 / 日

甲 日本共産党新潟市議会議員
新潟市中央区学校町通1番町602番地
新潟市議会内
TEL(025)226-3450
代表 渡辺 存子

乙 新潟市中央 番6号
CEC新潟情報サービス株式会社
取締役社長 衛

別表 1

作業内容	年間の限度	備考
ネットワーク障害調査 インターネット、メール接続障害対応	年4回まで	
運用サポート 電話相談、障害窓口、調査、報告	限度は設けません	P.C再セットアップについては別途有償
ウイルス対策ソフト更新サポート 各P.Cの定期的なウイルス対策ソフトの更新作業	限度は設けません	

別表2 対象ハードウェア



システム名称	品名	型名	数量	設置場所
PCネットワーク 環境サポート	ノートPC	PC-VK20EANDK	1	新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団
PCネットワーク 環境サポート	ノートPC	PC-VK25LXZDM	4	新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団
PCネットワーク 環境サポート	ノートPC	PC-VK25LXZGN	1	新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団
PCネットワーク 環境サポート	ノートPC	PC-VK23LXZGT	1	新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団
PCネットワーク 環境サポート	複合機	e-STUDIO 3505AG	1	新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団
PCネットワーク 環境サポート	NAS、USB 接続HDD	HDL4-X4、 HDJA-UT2.0	1	新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団

別表3 特別有償料金

規定時間帯外の作業については、1時間当り下記料金を適用する。

時間帯	昼間	早朝、夜間
	午前8時30分～午後5時30分	左記以外
月曜～金曜		6,500円(税抜)
土曜、日曜、国民の祝祭日 及び乙の定める休日	6,500円(税抜)	7,500円(税抜)

支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	3		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	令和元年5月30日				
支 出 金 額	3,087 円				
支 出 先	NTTファイナンス				
使 途 内 容	FAX料金等4月分				
備 考	会派控室用 $6,175 \text{ 円} \times 1/2 = 3,087 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。

日付	摘要(お客様メモ)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)	記号
----	-----------	-----------	-----------	----------	----

[Redacted]					
------------	--	--	--	--	--

01-06-05	電話料	6,175			
----------	-----	-------	--	--	--

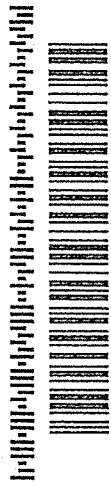
[Redacted]					
------------	--	--	--	--	--

記号については、表紙見開きの「記号のご説明」をご参照下さい。





9.5.1-8.1.2.6
 新潟市中央区学区町通1番町60.2-1
 新潟市役所本館
 日本共産党新潟市議会議員団 様



019052503058840778

重要
Important

親展
Confidential



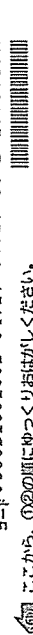
口座振替のご案内(東日本ご利用分)

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2019年 5月21日発行
 発行会社 NTTファイナンス株式会社
 料金センター
 お問合せ先 0800-3330111 (無料)
 【受付時間】

〒983 仙台市宮城野区原町6丁目 日本
 -8691 郵便局 仙台郵便局私書箱8号

社用 J33081391002 04727 04727 00 D 19050400D



ここから、②の欄にゆつくりおはがしくはがし、

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 日本郵便株式会社 仙台支店

内訳項目金額(円) CHANGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-223-7748 ◇NTT東日本ご利用分 6,175	5,200 -700 500 500 216 2 457 6,175	フレックツ光利用料 (N:フスマリHS) にのみ別: 割月料 2021年02月~2021年03月以 外の前払料(割増金)がかり請求 4月 1日~ 4月30日 リモートサポートサービス料金 4月 1日~ 4月30日 ひかり電話(基本料) 4月 1日~ 4月30日 ひかり電話(通話料) 4月 1日~ 4月30日 ひかり電話(サービス料) 4月 1日~ 4月30日 消費税取扱当額(含市) の請求となります。 合算表示の料区分に8%	組合算 組合算 組合算 組合算 組合算 組合算 組合算 組合算 組合算 組合算 組合算
◇合計 6,175	6,175	合計	

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等特別徴収部 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2019年 5月ご請求分	2019年 6月 5日(水)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,175円	

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 0-25-2-23-7748

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
日本共産党新潟市議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2019年 5月21日発行)

2019年 4月ご請求分	(2019年 5月 8日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,192円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	*****

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT東日本分ご請求額 (合計) 6,175円

6,175円
6,175円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。なお「解約金がかからない期間」以外でのフレッツ光の解約は解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)】がかかります。詳しくはフレッツ公式HP (<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

J330B1391002 04727 04727 00 D